

東日本大震災で被災された皆様に役立てていただくための

暮らしの安心ガイドブック

令和3年度版
岩手県

- 被災した皆様にお役に立つと考えられる各種支援制度の一部について、大まかな内容を掲載しました。支援制度等の詳しい内容や具体的手続きなどは、それぞれのお問い合わせ先にご確認ください。
- 令和2年度版からの変更箇所を赤字にしています。
- 各掲載した内容は、令和3年4月のものであり、その後、変更されている場合がありますのでご注意ください。

目 次

1 おかねのこと

1－① 義援金や生活再建のお金など	P1
1 被災者生活再建支援金（加算支援金）	1
2 災害弔慰金	2
3 災害障害見舞金	2
4 義援金の配分	3
1－② 既存の債務、住宅ローンなどを整理したい	P5
1 個人版私的整理ガイドライン	5
2 貸付条件の変更など	5
3 多重債務 弁護士無料法律相談	6
4 消費生活相談	7
1－③ 生活費などの貸付けや支援を受けたい	P8
1 災害援護資金	8
2 生活福祉資金	9
3 生活保護	10
1－④ 土地や家屋に被害を受けた方の税の減額・免除	P11
1 被災土地・家屋の固定資産税の減額・免除	11
2 住民税の減額	11
3 被災した家屋の住宅ローン控除（所得税）	11
4 消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税	12
5 被災した家屋があった土地を譲渡する場合の所得税の特例	12
1－⑤ 住宅再建のための税の控除や特例	P13
1 不動産取得税、固定資産税の特例	13
2 住宅取得等に関する資金贈与の贈与税の特例	13
3 不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税	14
4 登記の登録免許税の免除	14
5 新たな家屋の取得等に係る住宅ローン控除の特例（所得税）	14

1-⑥ 車に関する税のこと	P16
1 自動車重量税の還付	16
2 自動車重量税の免除	16
3 自動車取得税・（軽）自動車税の非課税の取扱い	16

2 住まいのこと

2-① 住宅を建設・購入する方 P18

1 被災者生活再建支援金の加算支援金	18
2 被災者住宅再建支援事業	18
3 生活再建住宅支援事業（バリアフリー対応）	19
4 生活再建住宅支援事業（県産材の使用）	19
5 住まいの復興給付金制度	20
6 岩手県震災復興のための住宅モデルプラン	21
7 岩手県地域型復興住宅	21
8 岩手県地域型復興住宅マッチングサポート	22

2-② 住宅を補修する方 P23

1 被災者生活再建支援金の加算支援金	23
2 住宅改修費用の支給（要支援・要介護の方対象）	23
3 住まいの復興給付金制度	23
4 被災住宅相談窓口	25

2-③ 太陽光発電システムを導入する方 P26

1 被災家屋等太陽光発電設備導入補助	26
--------------------	----

2-④ 住宅再建のための融資等を利用する方 P27

1 災害復興住宅融資	27
2 生活再建住宅支援事業（利子補給）	27

2-⑤ 公営住宅、仮設住宅のこと	P28
1 公営住宅への入居	28
2 災害公営住宅への入居	28
3 災害公営住宅の入居基準など	29
2-⑥ 土地の価格・土地取引の届出のこと	P31
1 公的な土地評価の価格	31
2 土地取引等の届出制度	31
2-⑦ 住宅再建のための独自支援制度相談窓口	P33
3 しごとのこと	
3-① 失業された方など	P37
1 失業等給付	37
2 労災保険（工作中や通勤中に被災された場合）	37
3 未払賃金立替払制度	38
4 離職者対策資金貸付制度	39
3-② 求職中の方	P40
1 ハローワークの求職や訓練等の紹介	40
2 職業訓練受講給付金	41
3 求職者支援資金融資	41
4 就業支援員	42
5 ジョブカフェいわて、地域ジョブカフェ	42
6 遠隔地の就職面接等に行く場合の費用支給	42
7 高等職業訓練促進給付金の支給	43
8 自立支援教育訓練給付金	43
3-③ 仕事の悩み相談窓口	P44
1 労働基準監督署 総合労働相談コーナー	44

4 子ども、子育てのこと

4-①	子どもの手当や減額・免除のこと	P45
1	児童手当	45
2	児童扶養手当（ひとり親家庭対象）	46
3	母子父子寡婦福祉資金	47
4-②	奨学金や就学支援のこと	P48
1~10	奨学金の給付	48
11~16	就園・就学支援	52
17	教科書購入費等給付（いわての学び希望基金）	54
18	文化活動支援・運動部活動支援（いわての学び希望基金）	54
19	被災地に居住する生徒等の通学交通費支援（いわての学び希望基金）	55
20	大学等進学支援一時金給付（いわての学び希望基金）	56
21	保育士修学資金（いわての学び希望基金）	56
22~24	奨学金の貸与	57
4-③	子育て支援制度などのこと	P59
1	ひとり親家庭支援事業	59
2	未成年後見人制度	59
3	未成年後見人支援事業	59
4	里親制度	60
4-④	子ども・子育ての相談窓口	P61
1	いわてこどもケアセンター	61
2	児童相談所	61
3	児童虐待防止	62

5 高齢の方への支援のこと

5-①	介護保険の利用料のこと	P63
1	介護保険の利用者負担の免除	63
5-②	高齢の方の相談窓口	P63
1	シルバー110番	63
2	いわて認知症電話相談	63
3	認知症に関する相談	64

6 暮らしの支援のこと

6-① 医療のこと	P65
1 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一部負担金免除.....	65
2 いわて医療ネット	65
3 県外に移動されている方の特定健康診査等の受診.....	65
6-② 被災者の生活再建や支援の相談窓口	P67
1 生活支援相談員	67
2 民生委員・児童委員.....	67
6-③ こころの相談窓口	P68
1 震災こころの相談室（地域こころのケアセンター）	68
2 こころの健康相談（災害時ストレス健康相談受付窓口）	68
3 岩手自殺防止センター	68
6-④ 暮らしの悩み相談窓口	P69
1 生活困窮者自立相談による支援.....	69
2 よりそいホットライン	70
3 日本司法支援センター（法テラス）	70
6-⑤ 女性の相談や暴力についての相談窓口	P71
1 岩手県男女共同参画センター.....	71
2 女性健康支援センター	71
3 性犯罪被害相談電話.....	71
4 警察安全相談電話	72
5 犯罪被害者支援に関する相談.....	72
6 DV相談.....	72

関係連絡先一覧 P74

特集1：住宅ローンなど震災前からのお借入れの返済にお困りの被災者の方
へ

特集2：「住まいの復興給付金」のご利用について

1-① 義援金や生活再建のお金など

住宅の被害の状況に応じて被災者生活再建支援金を支給します

1-①-1 被災者生活再建支援金（加算支援金）

震災により居住していた住宅が著しい被害を受け、既に基礎支援金を受給している世帯に対し、再建方法に応じて支援金が支給されます。

	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外※）
複数世帯	200万円	100万円	50万円
単数世帯	150万円	75万円	37.5万円

※ 災害公営住宅に入居する場合は、加算支援金は支給されません（ただし、入居後、申請期間内に自宅を建設・購入等する場合は支給になります）。

※ 賃貸で加算支援金の支給を受けた方が、その後、建設・購入又は補修を行う場合は、1回目に申請した額との差額を再度申請することができます。

【申請期限】

○野田村、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市
令和3年4月10日まで

○陸前高田市
令和4年4月10日まで

○26市町村については、令和2年4月10日までに終了しております。

※ いずれも、申請書を期限までに市町村・県を経由して(公財)都道府県センターまで送付する必要があります。

※ 申請期限は、被災地における危険な状況の継続、その他やむを得ない事情により期限内に申請することができないと認められるときは、1年を超えない範囲で繰り返し再延長することができることとされています。

中規模半壊について

令和2年12月4日に施行された「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」(令和2年法律第69号)により、新たな被災世帯の区分「中規模半壊」が加えられ、被災者生活再建支援金の支給対象となる被災世帯の範囲が拡大されました。

しかし、新たな被災世帯の区分が適用される災害は令和2年7月3日以後に発生した自然災害であるため、東日本大震災で被災された世帯は適用対象となりません。

お問い合わせ先

被災の際に居住していた市町村 (P.75)

災害弔慰金や災害障害見舞金を支給します

1-①-2 災害弔慰金

震災により死亡された（又は行方不明の）方のご遺族（配偶者、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹）に、市町村が条例に基づき弔慰金を支給します。

※ 兄弟姉妹は、死亡された方の死亡当時、その方と生計を同じくしていた方、又は同居していた方に限り、かつ、死亡された方の配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもいない場合に限り、支給されます。

<支給額>

生計維持者が死亡された場合	500万円
生計維持者以外の方が死亡された場合	250万円

市町村により「災害関連死」として判定された場合は、災害弔慰金と義援金が支給されます。

※災害関連死とは

津波や建物の倒壊など震災により直接死亡していない場合（震災後の避難所生活の継続など環境の変化により体調を崩して死亡した場合等）でも、震災に起因する死亡と判定されたもの

- ・ 「災害関連死」であるかどうか、市町村が設置した災害弔慰金等支給審査会等が審査をし、市町村が判定の上、災害弔慰金を支給しています。
- ・ 市町村では、審査のため、病院等からの資料や、市町村が病院等関係機関に対して行う調査のための同意書の提出をお願いしています。

災害関連死の例

- 1 津波にのまれたことにより、肺炎を引き起こし悪化して死亡
- 2 震災直後、ライフラインが停止し、十分な医療行為や介護行為を受けることができず、衰弱して死亡
- 3 高齢であり、寒さに耐えながらの避難所生活により、衰弱して死亡

お問い合わせ先 被災の際に居住していた市町村 (P.75)

1-①-3 災害障害見舞金

震災により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に重度の障害がある方に、市町村が条例に基づき見舞金を支給します。

<支給額>

生計維持者が重度の障害を受けた場合	250万円
生計維持者以外の方が重度の障害を受けた場合	125万円

- ・ 「災害と関連ある重度の障害」であるかどうか、市町村（市町村から委託を受けた県）が設置した災害弔慰金等支給審査会等が審査をし、市町村が判定の上、災害障害見舞金を支給しています。
- ・ 市町村では審査のため、病院等からの資料や、市町村が病院等関係機関に対して行う調査のための同意書の提出をお願いしています。
- ・ 障害の程度の判定は、市町村がその都度、診断を行う専門医を指定し、その作成する診断書に基づいて行います。

対象者

災害により下記の障害を受けた方

- 1 両眼が失明したもの
- 2 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃したもの
- 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- 6 両上肢の用を全廃したもの
- 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- 8 両下肢の用を全廃したもの
- 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が1～8と同程度以上と認められるもの

お問い合わせ先 被災の際に居住していた市町村（P.75）

岩手県に寄せられた義援金を市町村を通じて支給します

1-①-4 義援金の配分

岩手県に寄せられた義援金を、市町村を通じて支給しています。
これまでに第1次配分から第3次配分まで支給されています。

- ・ 今後追加配分があれば増額になります。

- ・ 口座を変更する場合は市町村にご連絡ください。

(参考) <第1次～第3次配分基準>

<p>死亡又は行方不明者 ※ 3か月間行方不明者を死亡と推定</p>	<p><支給額> 死亡又は 行方不明（1人当たり） 181万6,000円</p>
<p>住家被害（生活の本拠としていた住宅が半壊以上の被害を受けた方）</p>	<p><支給額> 全壊、全焼（1戸当たり） 181万6,000円 半壊、半焼（1戸当たり） 112万4,000円 全半壊した福祉施設の入所者（1人当たり） （全壊） 117万2,000円 （半壊） 59万1,000円</p>

※ 第1次～第3次配分全体では、令和2年12月時点で対象者の約99%に対し支給が完了しております。

お問い合わせ先 被災の際に居住していた市町村（P.75）

1-② 既存の債務、住宅ローンなどを整理したい

既存のローン等に関するご相談を受け付けています

1-②-1 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

震災の影響により、震災前に借りていた住宅ローンなど借金の返済に困っている方のためにローンの減免制度があります。

対象者

- 1 震災の影響で、借金を返済することができない人
- 2 近い将来、返済できないことが見込まれる人

【手元に残せるお金】義援金・災害弔慰金・被災者生活再建支援金などの他、500万円

お問い合わせ先

●ローンの借入をした金融機関

●弁護士にも無料でご相談いただける場合がございます。

岩手弁護士会法律相談センター

019-623-5005

※ 6-④-3 日本司法支援センター（法テラス・P.70）もご利用いただけます。

1-②-2 貸付条件の変更など

ローン返済中の住宅が被災した場合や、収入が減少し返済が困難になった際の、既存住宅ローンに係る返済方法についてご相談いただけます。

お問い合わせ先

●貸付条件の変更を希望する場合

借入をした金融機関

●住宅金融支援機構融資に関する場合

住宅金融支援機構お客様コールセンター災害専用ダイヤル

0120-086-353（通話料無料）

又は 048-615-0420

借金の問題を抱えている方への無料弁護士相談会があります

1-②-3 多重債務 弁護士無料法律相談

借金の問題を抱えている方のために、岩手弁護士会と協力して、県内8か所で弁護士による無料相談会を開催します（年間114回）。

【開催日時】 お問い合わせください。

【開催場所】 お問い合わせください。

【相談時間】 原則、一人当たり40分程度

お問い合わせ先 岩手県立県民生活センター

019-624-2209

消費者と事業者の間のトラブルなどの相談を受け付けます

1-②-4 消費生活相談

販売方法や契約のトラブルなど消費生活に関する相談に対応します。必要に応じ、相談者と事業者の調整（あっせん）、法律相談の案内等を行います。

お問い合わせ先 岩手県立県民生活センター 019-624-2209
 月～金曜日：午前 9 時～午後 5 時 30 分
 土・日曜日：午前 10 時～午後 4 時（祝日・年末年始を除く）

名 称	相談受付市町村	所在地・電話番号
盛岡市消費生活センター	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町	盛岡市肴町 2-29 019-624-4111
宮古市消費生活センター	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	宮古市宮町 1-1-30 0193-68-9081
大船渡市消費生活センター	大船渡市、陸前高田市、住田町	大船渡市盛町字宇津野沢 15 0192-27-3111
花巻市市民生活総合相談センター	花巻市	花巻市花城町 9-30 0198-41-3550
北上市消費生活センター	北上市、西和賀町	北上市芳町 1-1 0197-72-8203
久慈市消費生活センター	久慈市、洋野町、野田村、普代村	久慈市川崎町 1-1 0194-54-8004
遠野市消費生活センター	遠野市	遠野市新町 1-10 0198-62-6318
一関市消費生活センター 一関相談室	一関市、平泉町	一関市竹山町 7-2 0191-21-8342
一関市消費生活センター 千厩相談室		一関市千厩町千厩字北方 174 0191-53-3957
釜石市消費生活センター	釜石市、大槌町	釜石市只越町 3-9-13 0193-22-2701
二戸消費生活センター	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町	二戸市石切所字荷渡 6-3 0195-23-5800
奥州市市民環境部市民課 総合相談室	奥州市、金ヶ崎町	奥州市水沢大手町 1-1 0197-24-2111

※ 専門の相談員がない市町村でも、担当課に相談できます。

1-③ 生活費などの貸付けや支援を受けたい

生活資金や生活再建の資金を無利子又は低利子で借り入れられます

1-③-1 災害援護資金

震災により住居や家屋に被害を受けたり、世帯主が重傷を負った場合、一定所得以下の世帯の方は、限度額の範囲内で無利子（※1）又は低利子で生活資金等を借り入れることができます。償還期間は13年（※2）です。

※1 保証人なしで市町村が貸付を行った場合、年利1.5%です。

※2 当初6年（特別な場合は8年）は無利子で償還は不要です。

※3 所得制限があります。また、審査の結果ご希望に添えかねることがありますので、市町村に直接ご相談ください。

<貸付限度額>

負傷の有無	被災程度	貸付限度額
世帯主に1か月以上の負傷がある場合	① 当該負傷のみ	150万円
	② 家財の3分の1以上の損害	250万円
	③ 住居の半壊	270万円
	④ 住居の全壊	350万円
世帯主に1か月以上の負傷がない場合	① 家財の3分の1以上の損害	150万円
	② 住居の半壊	170万円
	③ 住居の全壊（④の場合を除く）	250万円
	④ 住居の全体の滅失又は流失	350万円

【申請期限】 令和4年3月31日まで

お問い合わせ先 被災の際に居住していた市町村（P.75）

1-③-2 生活福祉資金

生活福祉資金を、無利子又は低利子で借り入れることができます。

【対 象】 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等

【連帯保証人】 原則として必要ですが、連帯保証人を立てない場合でも借り受け可能です。

【貸付利子】 連帯保証人を立てる場合 無利子
連帯保証人を立てない場合 年 1.5%

<福祉資金 福祉費（生活復興支援資金）> （活用例）

	一時生活支援費	生活再建費	住宅補修費
貸付内容	生活の復興の際に必要な 当面の生活費	住居の移転費、家具什 器等の購入に必要な費 用	住宅補修等に必要な費 用
貸付対象	東日本大震災で被災した低所得世帯		
貸付上限	複数世帯：月 20万円以内 単身世帯：月 15万円以内 (貸付期間は6月以内)	80万円以内	250万円以内
据置期間	最終貸付日から2年以内	貸付日から2年以内	
償還期限	据置期間経過後20年以内（貸付金額に応じて設定）		

※ 上記のほか、低所得世帯を対象として生活費等を貸し付ける総合支援資金や、低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯を対象として医療費、介護サービス費、住居移転費等を貸し付ける福祉資金等があります。

お問い合わせ先 各市町村社会福祉協議会（P.77）又は民生委員

生活に困窮している方は生活保護の申請ができます

1-③-3 生活保護

現に生活に困窮している方を対象として、その困窮の程度に応じて、最低限度の生活を保障する制度です。

- 生活保護は、保有している預貯金・不動産等の資産や他の各種支援制度、扶養義務者の援助、稼働能力の活用などを図った上で、なお生活に困窮する場合に適用されます。

※1 保護の申請をした方が所有している自動車等の資産について、例えば、自動車以外による通勤方法が全くないような場合などで一定の要件を満たせば、保有が認められる場合があります。

※2 避難先で生活に困窮された場合でも、避難先において保護の申請ができます。

<R2年度岩手県の生活保護基準（最低生活費）の計算例（生活扶助分のみ・冬季加算は除く）>

世帯構成	盛岡市	盛岡市、八幡平市以外の市	八幡平市及び町村
夫婦と子ども1人の世帯 (33歳・29歳・4歳の場合)	147,360円	140,990円	137,860円
高齢者単身世帯 (70歳の場合)	69,530円	66,640円	65,200円
高齢者夫婦世帯 (70歳・68歳の場合)	112,190円	107,250円	104,790円
母子世帯(30歳・4歳・2歳の場合)	177,500円	169,660円	164,590円

お問い合わせ先 各市町村 (P.75)

各広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター (P.74)

※ 町村居住者の保護の決定は広域振興局が行いますが、町村役場が申請等の窓口になります。

1-④ 土地や家屋に被害を受けた方の税の減額・免除

税金の減額・免除が受けられます

1-④-1 被災土地・家屋の固定資産税の減額・免除

津波により甚大な被害を受けた区域内の土地・家屋のうち、平成27年度に固定資産税が市町村の条例により減額・免除されたものは、令和2年度分の固定資産税が、減額・免除される場合があります。

ただし、市町村長が、その使用状況などを勘案して、課税することが適当とした土地・家屋については、課税されます。

【手続き】 特に必要ありません。

お問い合わせ先 被災土地・家屋が所在する市町村 (P.75)

1-④-2 住民税の減額

震災により、住宅・家財・自家用車などに損害を受けた方は住民税の減額を受けることができます。(当該損害を受けてから5年度内分が該当します。)

- 【手続き】
- ・所得税の減額手続きをした方
→ 手続きは基本的に必要ありません。
 - ・所得税を納める必要がなく、住民税だけを納める方
→ 手続きが必要です。

お問い合わせ先 被災土地・家屋が所在する市町村 (P.75)
又は現在居住している市町村 (P.75)

1-④-3 被災した家屋の住宅ローン控除(所得税)

震災により住宅ローン控除の適用を受けていた家屋に居住することができなくなった場合についても、住宅ローン控除の残りの適用期間について、**その家屋等に係る住宅ローンを有するときは**、引き続き、この控除の適用を受けることができます。

- ① 給与所得者の方：勤務先での年末調整で控除の適用を受けることができます。
- ② ①以外の方：確定申告時にお近くの税務署にお問い合わせください。

※ 所得税から控除しきれない場合、手続き不要で個人住民税からも控除されます。

※ 家屋の再取得又は増改築をした場合の新たな住宅ローンについては、住宅ローン控除の特例の適用を受けることができます。(P.14 [1-⑤-5](#) 参照)

お問い合わせ先 お近くの税務署 (P.76)

1-④-4 消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税

契約書の作成に係る印紙税の非課税制度があります。

【対象】 地方公共団体や政府系金融機関、民間金融機関などが、被災者の方向けに行う災害特別貸付に際して作成される「消費貸借に関する契約書」(金銭借用証書など)

【期間】 平成23年3月11日～令和8年3月31日に作成

お問い合わせ先 お近くの税務署 (P.76)

1-④-5 被災した家屋があった土地を譲渡する場合の所得税の特例

震災により住んでいた家屋が滅失し、その敷地を譲渡する場合、特例による所得税の控除等があります。

【期限】 令和3年12月31日までの譲渡で終了

お問い合わせ先 お近くの税務署 (P.76)

1-⑤ 住宅再建のための税の控除や特例

住宅再建等に当たり、税金の特例があります

1-⑤-1 不動産取得税、固定資産税の特例

震災により被災した不動産に代わるものと認められる不動産を取得した場合は、以下の特例があります。

	家屋を取得した場合	左記家屋の敷地となる土地を取得した場合
不動産取得税 【都道府県税】	被災家屋の床面積相当分は 課税されません 。	従前の土地（被災家屋の敷地）面積に相当する部分は 課税されません 。
固定資産税・都市計画税 【市町村税】	被災家屋の床面積相当分について、家屋の取得・改築後、 4年間は1/2、その後2年間は1/3が減額されます 。	被災した住宅の用地に代わる土地については、 取得後3年間は住宅用地とみなし、軽減されます 。

【期限】 令和8年3月31日までに取得

※ 被災した家屋や土地の代わりに取得した家屋・土地が存在する都道府県や市町村に申請する必要があります。

お問い合わせ先

● **不動産取得税**

お近くの**広域振興局の県税窓口 (P.74)**

● **固定資産税・都市計画税**

取得した**不動産が所在する市町村 (P.75)**

1-⑤-2 住宅取得等に関する資金贈与の贈与税の特例

直系尊属（**父母や祖父母**）からの資金贈与により、自己の住宅を新築・取得した場合、特例による贈与税非課税制度があります。

お問い合わせ先

お近くの**税務署 (P.76)**

1-⑤-3 不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税

契約書の作成に係る印紙税の非課税制度があります。

【対象】 被災した建物が所在した土地を譲渡したり、被災した建物に代わる建物を取得したりする場合などに、被災者の方が作成する、不動産の譲渡に関する契約書、建設工事の請負に関する契約書

※ このほか、被災した農用地の譲渡や代替農用地の取得、代替船舶等の取得も対象となります。

【期間】 平成23年3月11日～令和8年3月31日に作成

お問い合わせ先 **お近くの税務署 (P.76)**

1-⑤-4 登記の登録免許税の免除

震災により被害を受けた方が登記を行う場合、登録免許税の免除が受けられます。

お問い合わせ先 **お近くの法務局、お近くの税務署 (P.76)**

1-⑤-5 新たな家屋の取得等に係る住宅ローン控除の特例（所得税）

震災により、自己が所有する家屋に居住することができなくなった方で、家屋の再取得又は増改築をした場合の住宅ローン控除について、住宅借入金等の年末残高の限度額や控除率を次のとおりとすることができます。

※ 所得税で控除しきれなかった額については翌年度の個人住民税から減額します。

<特例>

居住年	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除期間	控除率
平成23年1月～ 平成23年12月	4,000万円 (通常 4,000万円)	10年間	1.2% (通常 1.0%)
平成24年1月～ 平成24年12月	4,000万円 (通常 3,000万円)		
平成25年1月～ 平成26年3月	3,000万円 (通常 2,000万円)		
平成26年4月～ 令和3年12月	5,000万円 (通常 4,000万円)	13年間 ※1	1.2% (通常 1.0%)
令和元年10月～ 令和2年12月	5,000万円 (通常 4,000万円)		

※1 11年目から13年目の控除額は、「住宅借入金等の年末残高×控除率」と「(住宅取得等対価の額－消費税額等〔5,000万円を限度〕)×2%÷3」の金額のいずれか少ない金額となります。

※2 この特例は、被災した家屋の住宅ローン控除と重複して適用することができます
(P.11 1-④-3 参照)。

お問い合わせ先

●**所得税** お近くの税務署 (P.76)

●**住民税** お住まいの市町村 (P.75)

※ 新たに被災者の方向けの条件で貸付を受ける場合は、1-④-4 消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税 (P.12) もご覧ください。

1-⑥ 車に関する税のこと

被災して使えなくなった自動車の自動車重量税が還付されます

1-⑥-1 自動車重量税の還付

「海水に浸り使えなくなった」「車庫がつぶれて車体が壊れた」「津波で流された」など、震災により被害を受けて廃車となった自動車（125cc超の二輪車等を含む）の永久抹消登録等の手続きを行った場合は、自動車重量税の還付が受けられます。

【申請期限】 令和3年3月31日までの申請で終了

お問い合わせ先 お近くの運輸支局（岩手運輸支局 050-5540-2010）
又は軽自動車検査協会（岩手事務所 050-3816-1833）
お近くの税務署（P.76）

被災した（軽）自動車を新しく買い換えた場合の特例があります

1-⑥-2 自動車重量税の免除

被災して使えなくなった自動車（125cc超の二輪車等を含む）を買い替えた場合、最初の車検又は車両番号の指定の際に課される自動車重量税が免除されます。

【買い換え期限】 令和3年3月31日まで

【申請期限】 令和3年3月31日までの申請で終了

※ 既に納めてしまった方は還付を受けることができます。車検証の交付を受けた運輸支局又は軽自動車検査協会、「自動車重量税過誤納証明書」の交付を受け、住所地の所轄税務署に提出してください。

ただし、車検証の交付を受けてから5年を超える場合には、還付を受けることができません。

お問い合わせ先 お近くの運輸支局（岩手運輸支局 050-5540-2010）
又は軽自動車検査協会（岩手事務所 050-3816-1833）
お近くの税務署（P.76）

1-⑥-3 （軽）自動車税環境性能割・（軽）自動車税種別割の非課税の取扱い

震災時に損壊・使用不能となった（軽）自動車を買い替えた場合、（軽）自動車税環境性能割（※令和元年9月30日までは自動車取得税）と一定期間の（軽）自動車税種別割（令和元年9月30日までは（軽）自動車税）が非課税になります。

【非課税となる代替（軽）自動車】

平成 23 年 3 月 11 日から令和 3 年 3 月 31 日までに取得した（軽）自動車

<（軽）自動車税種別割の非課税期間>

代替（軽）自動車の取得時期	課税されない年度	課税が始まる年度
平成 23 年 3 月 11 日から 平成 25 年 3 月 31 日まで	平成 25 年度まで	平成 26 年度から
平成 25 年 4 月 1 日から 平成 26 年 3 月 31 日まで	平成 25 年度及び 平成 26 年度	平成 27 年度から
平成 26 年 4 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで	平成 26 年度及び 平成 27 年度	平成 28 年度から
平成 27 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで	平成 27 年度及び 平成 28 年度	平成 29 年度から
平成 28 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで	平成 28 年度及び 平成 29 年度	平成 30 年度から
平成 29 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで	平成 29 年度及び 平成 30 年度	平成 31 年度から
平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで	平成 30 年度及び 平成 31 年度	令和 2 年度から
平成 31 年 4 月 1 日から 令和 2 年 3 月 31 日まで	令和元年度及び 令和 2 年度	令和 3 年度から
令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで	令和 2 年度及び 令和 3 年度	令和 4 年度から

※ 既に関し替えた（軽）自動車の税金を納めている場合でも、申請により還付を受けることができます。（ただし、法定納期限から 5 年を経過した場合は、お返しすることができません。）

お問い合わせ先

- （軽）自動車税環境性能割及び自動車税種別割
お近くの広域振興局の県税窓口（P.74）
- 軽自動車税種別割
届出している市町村の税務担当窓口（P.75）

2-① 住宅を建設・購入する方

住宅の建設・購入を支援します（補助）

2-①-1 被災者生活再建支援金の加算支援金（P.1 参照）

「基礎支援金」を受給している世帯において、新しく住宅を建設・購入される場合は以下の「加算支援金」が支給されます。

<1世帯当たりの支給額>

複数世帯	200万円
単数世帯	150万円

【申請期限】 P1 のとおり

お問い合わせ先 被災の際に居住していた市町村（P.75）

2-①-2 被災者住宅再建支援事業

県内に自宅を建設又は購入する場合に、補助が受けられます。

<補助額>

複数世帯	100万円
単数世帯	75万円

※ 建設又は購入する住宅の所在する市町村により、補助額が異なる場合があります。

【対象】 震災により岩手県内の自宅が全壊又は半壊解体し、被災者生活再建支援金の「基礎支援金」及び「加算支援金」（建設・購入）を受給している世帯主の方

【事業の実施期間】 令和4年度まで※

※県が補助事業を実施する市町村に対して補助します。

お問い合わせ先 建設又は購入する住宅が所在する各市町村被災者支援担当課
又は住宅担当課（P.75）

2-①-3 生活再建住宅支援事業（バリアフリー対応）

震災により住宅を滅失（やむを得ず解体・居住不能を含む）した方が、県内に自宅を建設又は購入する場合、バリアフリー基準を満たすと補助が受けられます。

※ り災証明等や、バリアフリー基準を満たしていることの証明書、登録住宅性能評価機関が発行した書類（手数料がかかります）等が必要です。

<補助額（定額）>

バリアフリー対応経費（住宅性能評価基準等級3以上）	
延べ床面積75㎡未満	40万円
延べ床面積75㎡以上120㎡未満	60万円
延べ床面積120㎡以上	90万円

【事業の実施期間】 令和4年度まで※

※県が補助事業を実施する市町村に対して補助します。

お問い合わせ先 建設又は購入する住宅が所在する各市町村住宅担当課（P.75）

2-①-4 生活再建住宅支援事業（県産材の使用）

震災により住宅を滅失（やむを得ず解体・居住不能を含む）し自宅を建設又は購入する場合、県産材を使用すると補助が受けられます。

<補助額（定額）>

県産木材使用経費	
使用量10㎡以上20㎡未満	20万円
使用量20㎡以上30㎡未満	30万円
使用量30㎡以上	40万円

【事業の実施期間】 令和4年度まで※

※県が補助事業を実施する市町村に対して補助します。

お問い合わせ先 建設又は購入する住宅が所在する各市町村住宅担当課（P.75）

被災住宅の所有者が新築住宅の建築・購入等を行う場合に、消費税率引き上げによる負担を軽減します

2-①-5 住まいの復興給付金制度

被災した住宅の被災時の所有者が、引き上げ後の消費税率が適用される期間に、新たに住宅を建築・購入し、その住宅に居住している場合に、消費税の増税分の給付を受けることができます。

<補助の内容> 新築住宅を「建築・購入」、又は中古住宅を「購入」した場合

補助の対象となる方（以下のすべてを満たす方）

- ① 被災住宅を所有していたこと
- ② 再取得住宅を所有していること
- ③ 再取得住宅に居住していること

※ ①～③の要件すべてを満たしていない場合についても、各要件を有する者が共同で申請する場合、給付を受けることができます。その場合は、再取得住宅の所有者である代表 1 名が代表申請者となり、給付金を受領できます。

<給付申請額>

再取得住宅の床面積 (最大 175 m ² まで)	×	給付単価 8,550 円 (消費税率 10%の場合)	×	再取得住宅の持分割合
=				
給付申請額				

住まいの復興給付金ホームページ <http://fukko-kyufu.jp>

お問い合わせ先 **住まいの復興給付金事務局コールセンター**

0120-250-460 (通話料無料)

※フリーダイヤルがつかない場合 **022-745-0420**

受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土・日・祝日を含む）

住まいの復興給付金の対象外であっても、「すまい給付金」の対象となる可能性があります。

詳しくは

すまい給付金のホームページ <http://sumai-kyufu.jp/> をご覧になるか、

すまい給付金事務局 0570-064-186 までお問い合わせください。

住宅建設の参考モデルを提供します

2-①-6 岩手県震災復興のための住宅モデルプラン

県などが被災者への情報提供を目的として公募した住宅モデルプラン（平面・立面のイメージや概算建設費など）を公開しています。

モデルプランの例

- 1 1,000万円程度以下の戸建て住宅を紹介する「低廉戸建て住宅部門」
- 2 地元木材を使用した木造の長期優良住宅を紹介する「岩手県地域型復興住宅部門」
- 3 地域の伝統に配慮した住宅を紹介する「いわて伝統住宅部門」

※ この他、小規模災害公営住宅部門、地域優良賃貸住宅部門もあります。

岩手県ホームページ <https://www.pref.iwate.jp/>
モデルプランで検索

お問い合わせ先 岩手県県土整備部建築住宅課

019-629-5934

2-①-7 岩手県地域型復興住宅

「岩手県地域型復興住宅」について、次のサービスが受けられます。

岩手県地域住宅生産者グループの紹介（※）
建設計画のアドバイス
助成制度、災害復興住宅融資などのご相談
地域型復興住宅に関するご相談、ご要望 など

※ 「岩手県地域住宅生産者グループ」は、岩手県地域型復興住宅推進協議会により審査・登録され、地域にふさわしい復興住宅の実現に向け、良質で、価格に配慮した住宅を提案しています。

岩手県地域型復興住宅ホームページ <http://www.hukkoujuutaku.sakura.ne.jp/>

お問い合わせ先 (一社) 岩手県建築士事務所協会

019-651-0781

住宅建設のための工務店を紹介します

2-①-8 岩手県地域型復興住宅マッチングサポート

家を建てたいが、建ててくれる工務店が見つからない場合や、土地や中古住宅をお探しの場合に、事務局を介して、工務店や不動産の情報提供を受けることができます。

- ・ 情報提供を希望する方（申込者）は、下記ホームページから「岩手県地域型復興住宅マッチングサポート制度紹介」に係るページを開き、「工務店紹介申込書」をダウンロードして、用紙を入手してください。
- ・ 用紙に希望する条件（工務店紹介の場合は、およその工事金額、重視する性能、和風か洋風か等。不動産紹介の場合は、およその金額、場所、面積等）を記載し、事務局にメール又はFAXで依頼してください。
- ・ 事務局は対応可能な登録工務店や不動産情報のリストを、申込者に情報提供します。
- ・ 申込者はリストに掲載された工務店や宅地建物取引業者と直接交渉した上で、気に入った工務店と契約することができます。
- ・ 「申し込みをしたら必ず紹介された工務店と契約しなければならない」というものではありません。

岩手県地域型復興住宅マッチングサポートホームページ

http://www.hukkoujuutaku.sakura.ne.jp/matching-support/mcsupportpage2_180413.html

お問い合わせ先

●事務局

(一社) 岩手県建築士事務所協会

マッチングサポート専用ダイヤル

019-651-0784

2-② 住宅を補修する方

被災した住宅の補修・改修を支援します（補助）

2-②-1 被災者生活再建支援金の加算支援金（P.1 参照）

「基礎支援金」を受給している世帯において、被災した住宅の補修をされる場合は以下の「加算支援金」が支給されます。

< 1世帯当たりの支給額 >

複数世帯	100万円
単数世帯	75万円

【申請期限】 P1 のとおり

お問い合わせ先 被災の際に居住していた市町村（P.75）

要介護認定を受けた方の住宅改修を支援します

2-②-2 住宅改修費用の支給（要支援・要介護の方対象）

要介護認定を受けている方を対象に以下の住宅改修費用が支給されます（自己負担を含む最大 20 万円まで）。

	介護予防サービス	在宅サービス
受けられる方	要支援 1、2 の方	要介護 1～5 の方
サービスの内容	介護予防を目的とした住宅改修に対して費用を支給します（手すりの取付け、段差の解消、洋式便器への変更等）。	小規模な改修に対して費用を支給します（手すりの取付け、段差の解消、洋式便器への変更等）。

お問い合わせ先 各市町村介護保険担当課（P.75）

被災した住宅の補修を行う場合に、消費税率引き上げによる負担を軽減します

2-②-3 住まいの復興給付金制度

被災した住宅の被災時の所有者が、引き上げ後の消費税率が適用される期間に、被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合に、消費税の増税分の給付を受けることができます。

<補助の内容> 被災住宅を「補修」した場合

補助の対象となる方（以下のすべてを満たす方）

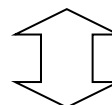
- ① 被災住宅を所有していること
- ② 被災住宅の補修工事を発注したこと
- ③ 補修した被災住宅に居住していること

※ ①～③の要件すべてを満たしていない場合についても、各要件を有する者が共同で申請する場合、給付を受けることができます。その場合、補修工事の発注者である代表1名が代表申請者となり、給付金を受領できます。

<給付申請額>

下表のとおり、被災住宅の床面積にり災状況に応じた給付単価を掛けた額と、実際に支払った補修工事費の消費税のうち増税分に相当する額、のどちらか少ない方を給付申請額とします。

被災住宅の床面積 × 給付単価（※ 消費税率 10%の場合）		
り 災 状 況	全壊又は流出	2,800 円
	大規模半壊	2,750 円
	半壊又は床上浸水	2,300 円
	一部損壊又は床下浸水	1,400 円

 どちらか金額の少ない方を給付

実際に支払った補修工事費の消費税増税分
<補修工事費税抜金額×0.03>

住まいの復興給付金ホームページ <http://fukko-kyufu.jp>

お問い合わせ先 住まいの復興給付金事務局コールセンター

0120-250-460（通話料無料）

※フリーダイヤルが繋がらない場合 **022-745-0420**

受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日を含む）

被災住宅の補修についてご相談を受け付けています

2-②-4 被災住宅相談窓口

被災した住宅の補修等について技術的なご相談が受けられます。相談員の現地派遣や被災地巡回住宅相談等も行います。

お問い合わせ先

被災住宅相談窓口

019-651-0781

- (一社) 岩手県建築士事務所協会
- (一社) 日本建築士事務所協会連合会建築復興支援センター

2-③ 太陽光発電システムを導入する方

被災した住宅の再建等に伴う太陽光発電システム設置を支援します（補助）

2-③-1 被災家屋等太陽光発電設備導入補助

県内で、被災者の方が新たに太陽光発電システムを導入する場合、補助が受けられます。

※ 市町村の補助金との併用は可能です。

※ 本事業要綱における補助を既に受けている方は補助を受けることはできません。

<補助の内容>

最大出力に、1kW 当たり 2 万円を乗じて得た額を補助します。

※ 千円未満切捨て

※ 太陽電池の最大出力 10kW未滿が対象

補助の対象となる方

- ① 震災により、自ら居住していた家屋に半壊以上の被害を受けた個人及び同居親族
- ② 震災により、事務所等に半壊以上の被害を受けた法人又は個人
- ③ 災害公営住宅（戸建）に居住し、所管する市町村の承認を受けた個人

【必要なもの】 り災を証明する書類等の添付書類等

【申請期限】 令和4年3月10日（必着）まで

※ 平成24年4月1日以降に対象設備の設置が完了（電力受給開始）したものが対象となります。

※ 予算に限りがありますので、予算額に達した場合、補助金申請の受付を停止することがあります。

お問い合わせ先

岩手県環境生活部環境生活企画室
温暖化・エネルギー対策担当

019-629-5273

2-④ 住宅再建のための融資等を利用する方

被災した住宅の再建・購入、補修等を行う場合に、融資を受けられます

2-④-1 災害復興住宅融資

被災した住宅を補修、再建又は購入する場合や、宅地を復旧する場合に、住宅金融支援機構からの融資を受けることができます。

お問い合わせ先 復旧工事を行う宅地が所在する住宅金融支援機構
お客様コールセンター災害専用ダイヤル

0120-086-353 (通話料無料)
048-615-0420

被災した住宅の再建・購入、補修等で金融機関から融資を受けた場合の金利負担を支援します (利子補給補助)

2-④-2 生活再建住宅支援事業 (利子補給)

住宅が被災された方で、新たに住宅を建設・購入・補修・改修した方については、新旧の住宅ローンの利子について補助があります。

<補助額>

対象	対象借入れ 上限額	金利補助額	申請期限
建設・購入 (※1)	1,460万円	当初5年間の利子相当額 (金利上限2%)	令和4年度 まで ※3
被災した住宅 の既存住宅ロ ーン(※2)		既存ローン5年分の利子相当額を一括 補助 (新規借入れ額が上限)	令和4年度 まで ※3

※1 住宅金融支援機構からの借入れは対象外となります。

※2 新たに自宅を建設又は補修・改修するために借入れを行った場合に限りです。

※3 県が補助事業を実施する市町村に対して補助します。

お問い合わせ先 建設・購入、補修等をする住宅が所在する各市町村住宅担当課 (P.78)

住宅再建を計画される場合は、次の項目もご覧ください。

- 1-② 既存の債務、住宅ローンなどを整理したい (P.5)
- 1-⑤ 住宅再建のための税の控除や特例 (P.13)

2-⑤ 公営住宅のこと

2-⑤-1 公営住宅への入居

県営住宅は定期募集を行っています（6月、8月、10月、12月、2月）。市町村営住宅は、募集内容に違いがありますので、窓口までお問い合わせください。

【入居申込期間】 県又は市町村広報紙等でお知らせします

お問い合わせ先

● 県営災害公営住宅

（一財）岩手県建築住宅センター

0120-208-201（通話料無料）

019-623-4414

● 市町村営住宅

各市町村住宅担当課（P.75）

2-⑤-2 災害公営住宅への入居

県及び市町村では、震災により住宅を失い自力での住宅再建が難しい方で、現に住宅に困窮している方を対象に、災害公営住宅を整備しています。

【場所、建設戸数、入居開始時期】 岩手県のホームページよりご確認ください。

岩手県ホームページ <https://www.pref.iwate.jp/>

災害公営住宅 で検索

【基準、家賃】 P.29~30 をご覧ください。

お問い合わせ先

● 県営災害公営住宅

（一財）岩手県建築住宅センター

0120-208-201（通話料無料）

019-623-4414

● 市町村営住宅

各市町村住宅担当課（P.75）

2-⑤-3 災害公営住宅の入居基準など

岩手県災害公営住宅入居者募集の概要です（詳しくは、各災害公営住宅の募集要項をご確認ください）。

入居者資格 1～4の全ての要件を満たす必要があります

- 1 次のいずれかを満たす者であること。
 - ① 震災により住宅を滅失した者（全壊、全焼、全流出又は大規模半壊・半壊であって解体を余儀なくされた者）
 - ② 震災により住宅の損傷の程度が一部損壊であって、修繕や補修では住宅の機能を回復することができないとされ解体を余儀なくされた者
 - ③ 震災により賃借した住宅の損傷を契機として、自己都合によらずに退去せざるを得なくなり住宅を失った者
 - ④ 震災の復興に伴い実施される国で定める事業（都市計画事業など）の実施に伴い移転を余儀なくされた者
- 2 応急仮設住宅（みなし仮設住宅を含む）などに居住しており、現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- 3 暴力団員が申込世帯にいないこと。
- 4 県営住宅の明渡し処分から2年経過し、かつ、家賃等滞納債務がないこと。

※**県営災害公営住宅に入居を希望される方**については、月収（公営住宅法で定める収入月額）が15万8,000円以下（**裁量世帯については21万4,000円以下**）であることが必要です。

※ **市町村の災害公営住宅については、入居要件が異なる場合がありますので、詳しくは、市町村にお尋ねください。**

入居者募集

- ① 入居しようとする世帯構成に応じ、応募できる部屋の間取りを区分します。
- ② 障がい者、高齢者、母子世帯等について、優先的に入居できるよう配慮します。

<家賃等>

(1) 家賃

ア 公営住宅法等に基づき、入居者の収入、立地、規模、経過年数等に応じて家賃を決定します。

イ 特に所得の低い被災者については、災害公営住宅管理開始後10年間、国の東日本大震災特別家賃低減事業による家賃の低減措置を行います。

【家賃の目安（東日本大震災特別家賃低減事業適用後）】

※家賃は団地によって異なります。

単位：円

収入（月収）	家賃		
	1DK	2DK	3DK
0	5,100	6,700	7,800
1～40,000	8,700	11,400	13,200
40,001～60,000	12,200	16,100	18,600
60,001～80,000	15,800	20,700	24,000
80,001～104,000	16,700	21,900	25,400
104,001～123,000	19,300	25,300	29,300
123,001～139,000	22,100	29,000	33,500
139,001～158,000	24,900	32,700	37,800
158,001～186,000	28,500	37,400	43,200
186,001～214,000	32,900	43,100	49,900
214,001～259,000	38,500	50,500	58,400
259,001～	44,400	58,200	67,300

ウ なお、県には従来から行っている低所得者向けの減免措置があり、当該減免制度を適用した方が、イで算定した家賃よりも低い家賃となる場合には、当該減免措置を適用します。

- (2) **敷金** 免除します。
- (3) **家賃保証** 連帯保証人を1名たてていただくか、又は、家賃債務保証業者と保証委託契約を締結していただきます。
- (4) **駐車場料金** 原則1住戸につき1区画利用できるものとし、利用する場合は駐車料金が発生します（既存の県営住宅の例：1区画1,300～1,700円）。
- (5) **入居に伴い発生するその他の費用**
共益費、光熱水費、日常の費用（軽微な修繕を含む）などが発生します。

2-⑥ 土地の価格・土地取引の届出のこと

2-⑥-1 公的な土地評価の価格

土地の価格として、公的な土地評価の価格を公表しています。

地価公示	県内約 180 地点の土地（標準地）の正常価格を示しています	毎年1月1日時点の価格（3月下旬公表）
地価調査	県内約 360 地点の土地（基準地）の正常価格を示しています	毎年7月1日時点の価格（9月下旬公表）

岩手県ホームページ <https://www.pref.iwate.jp/>
地価 で検索

お問い合わせ先 岩手県環境生活部環境保全課環境影響評価・土地利用担当
019-629-5268、5269
市町村土地利用対策担当課（P.75）

2-⑥-2 土地取引等の届出制度

土地を取得、相続した場合は、届出が必要です。

1 一定面積以上の土地を取得したとき

市街化区域	2,000 m ² （約 600 坪）以上
上記区域を除く都市計画区域	5,000 m ² （約 1,500 坪）以上
都市計画区域以外の区域	10,000 m ² （約 3,000 坪）以上

【届出先】 取得した土地の市町村の土地利用対策担当課

【届出期限】 契約を結んだ日を含めて2週間以内

【届出対象面積】 区域によって異なります。

区域がわからない場合は、取得した土地の市町村にお問い合わせください。

2 森林を買ったとき、相続したとき

【届出先】 所有した森林が所在する市町村の農林課等

【届出期限】 森林所有者となった日から 90 日以内

3 農地を相続したとき

【届出先】 相続した農地が所在する市町村の農業委員会等

岩手県ホームページ <https://www.pref.iwate.jp/>
 で検索

お問い合わせ先 岩手県環境生活部環境保全課環境影響評価・土地利用担当
019-629-5268、5269
市町村土地利用対策担当課 (P.75)

2-⑦ 住宅再建のための独自支援制度相談窓口

市町村の独自支援ごとの相談窓口を一覧にしました。
支給額や支給方法等、制度の詳細を確認する際に御活用ください。

野田村		担当部署名・電話番号
支援内容		
建設・購入	被災者住宅再建支援事業の拡充	保健福祉課 0194-78-2928
		住民生活課 0194-78-2927
	利子補給	住民生活課 0194-78-2927
	移転費用	住民生活課 0194-78-2927

その他

支援内容	担当部署名・電話番号
景観再生	住民生活課 0194-78-2927
地域材利用	住民生活課 0194-78-2927
給排水設備	住民生活課 0194-78-2927

宮古市

支援内容	担当部署名・電話番号
建設・購入	福祉課 0193-68-9083
	独自の建設購入費補助
宅地復旧・造成	都市計画課 0193-68-9105
利子補給	建築住宅課 0193-68-9107
移転費用	環境生活課被災者支援室 0193-68-9109

その他

支援内容	担当部署名・電話番号
地域材利用	農林課 0193-68-9097
太陽光発電設備設置	エネルギー推進課 0193-68-9079

山田町

支援内容		担当部署名・電話番号(内線)
建設・購入	被災者住宅再建支援事業の拡充	長寿福祉課被災者支援係 0193-82-3111
	独自の建設購入費補助	長寿福祉課被災者支援係 0193-82-3111
利子補給		長寿福祉課被災者支援係 0193-82-3111
移転費用		長寿福祉課被災者支援係 0193-82-3111

その他

支援内容		担当部署名・電話番号(内線)
浄化槽設置		上下水道課下水道チーム下水道庶務係 0193-82-3111(347、348)
太陽光発電設備設置		政策企画課まちづくり推進係 0193-82-3111(363)

大槌町

支援内容		担当部署名・電話番号
建設・購入	独自の建設購入費補助	健康福祉課 0193-42-8715
	利子補給	健康福祉課 0193-42-8715
移転費用		健康福祉課 0193-42-8715

釜石市	
支援内容	担当部署名・電話番号
地盤改良等	建設部都市計画課
	0193-22-2111(431)
利子補給	建設部都市計画課
	0193-22-2111(431)
移転費用	建設部都市計画課
	0193-22-2111(431)

その他

支援内容	担当部署名・電話番号
市産材利用	産業振興部農林課
	0193-22-2111(302)
浄化槽設置	建設部下水道課
	0193-22-1061
新エネルギー等導入	市民生活部環境課
	0193-22-2111(223)

大船渡市

支援内容		担当部署名・電話番号(内線)
建設・購入	被災者住宅再建支援事業の拡充	地域福祉課 生活支援係
		0192-27-3111(184)
敷地造成		住宅管理課 住宅建築係
		0192-27-3111(322)
利子補給		住宅管理課 庶務係
		0192-27-3111(324)
移転費用		住宅管理課 庶務係
		0192-27-3111(324)

その他

支援内容	担当部署名・電話番号(内線)
地域材利用	農林課 林業係
	0192-27-3111
浄化槽設置	下水道事業所 普及係
	0192-27-3111(197)
水道工事	水道事業所、簡易水道事業所
	0192-27-3111(205)
太陽光発電設備設置	環境未来都市推進室
	0192-27-3111(214)

陸前高田市		
支援内容	担当部署名・電話番号(内線)	
建設・購入	被災者住宅再建支援事業の拡充	復興支援室 0192-54-2111
	独自の建設購入費補助	復興支援室 0192-54-2111
補修・改修		復興支援室 0192-54-2111
宅地復旧・造成		復興支援室 0192-54-2111
利子補給		復興支援室 0192-54-2111
移転費用		復興支援室 0192-54-2111

その他

支援内容	担当部署名・電話番号(内線)
地域材利用	農林課林政係 0192-54-2111
道路工事	建設課道路河川係 0192-54-2111
水道工事	復興支援室 0192-54-2111
浄化槽設置	上下水道課下水道係 0192-54-2111
排水設備設置	上下水道課下水道係 0192-54-2111
新エネルギー設備等導入	まちづくり推進課生活環境係 0192-54-2111

※市町村ごとに制度の対象となる方や支給方法等が異なる場合がありますので、各制度の詳細については、住宅が所在する市町村にお問い合わせください。

※この一覧に掲載のない市町村においても、被災された方が利用可能な支援制度がある場合があります。

3-① 失業された方など

失業等給付・労災保険が受けられます

3-①-1 失業等給付

生活及び雇用の安定と就職の促進のため失業給付を受けることができます。

- ・ 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合
- ・ 労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合
- ・ 労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合

対象者

ハローワークに来所し、就職の努力によっても就職できない「失業の状態」にある方
離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算して12か月以上ある方 など

お問い合わせ先 各ハローワーク (P.76)

3-①-2 労災保険（工作中や通勤中に被災された場合）

労働者の方が工作中や通勤中に、地震や津波による建物の崩壊などが原因で被災された場合には、ご本人やご遺族の方は労災保険による給付を受けられます。

行方不明の場合の特例措置

東日本大震災により3ヶ月間、生死が分からない場合、又は、死亡が3ヶ月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合は、平成23年3月11日にその方が死亡したと推定します。

お問い合わせ先 各労働基準監督署 (P.76)

退職後の未払賃金を立て替えます

3-①-3 未払賃金立替払制度

お勤めになっていた企業が倒産又は事実上の倒産状態（中小企業に限る）となったことにより、賃金が支払われないままに退職された方は、その未払賃金の80%を上限として、国が企業に代わって立替払をします。

<立替払の対象となる未払賃金・上限>

対象	退職日の6か月前の日から立替払請求日の前日までの間に給与支給日が来ている給与と退職金	
上限	45歳以上	: 296万円
	30歳以上45歳未満	: 176万円
	30歳未満	: 88万円

対象となる方（以下の二つを満たす方）

- ① 労災保険の適用事業で1年以上にわたり事業活動を行ってきた事業主に雇用されていた方
- ② 企業の倒産等により退職し、2万円以上の未払賃金が残っている方

お問い合わせ先 各労働基準監督署 (P.76)

事業主都合などによる離職者の方に生活資金の貸付を行います

3-①-4 離職者対策資金貸付制度

事業主都合（企業の倒産や事業不振による縮小・雇い止めなど）による離職者の方に、生活資金を貸し付けることにより、生活の安定と求職活動を支援します。

対象者

- 1 離職後1年以内であって、求職活動（ハローワークに求職申込）中の方
- 2 原則として県内に1年以上居住している方
（雇い止め等によって県内に帰省してきた方の場合は、原則として帰省直前の居住地に1年以上居住していた方）
- 3 離職時の事業所に1年以上勤務していた方
- 4 ハローワークから雇用保険受給資格者証の交付を受けている方（基本手当の所定給付日数の受給を終了している場合は、終了後6か月以内の方）

<融資の内容>

100万円を限度に、**年利 1.25%**で融資を受けることができます（**保険料は労金が負担**、返済期間10年以内）。

※ 原則として1名の連帯保証人が必要。

お問い合わせ先

東北労働金庫岩手県本部
又は **東北労働金庫県内各支店**

0120-1919-62（通話料無料）

3-② 求職中の方

仕事探し、職業訓練（ハロートレーニング）を支援します

3-②-1 ハローワークの求職や訓練等の紹介

1 求職者サービス

県内 12 か所のハローワークで、職業相談やカウンセリング、求人公開カードや求人検索パソコンによる情報提供を行うとともに、希望の職業について職業紹介を行っています。

- あっせんサービス

仕事選択の手助け、求人者への連絡、求職の公開など

- 支援サービス

求職活動セミナー、個別の職業相談、職業訓練の受講



2 職業訓練の受講

ハローワークから訓練受講のあっせんや指示等を受けて、訓練期間中の生活支援を受けながら就職に必要な技能や知識を習得する訓練を無料で受講することができます。

<訓練の概要>

	雇用保険を受給中の方	雇用保険を受給できない方
受けられる訓練	「公共職業訓練（離職者訓練）」 ※再就職に必要な技能及び知識を習得するための訓練	「求職者支援訓練」 ※就職に必要な基本的能力を習得するための訓練
訓練中の生活支援	雇用保険の基本手当を受給しながら受講ができ、また訓練期間が雇用保険の所定給付日数を超えた後も受給できます。	一定の要件に該当する方は、「職業訓練受講給付金」や「訓練手当」を受給しながら受講できます。

お問い合わせ先 各ハローワーク (P.76)

職業訓練中の生活費を保障します

3-②-2 職業訓練受講給付金

雇用保険を受給できない方が、ハローワークの支援指示を受けて、求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し、一定の支給要件を満たす場合、職業訓練受講給付金（職業訓練受講手当と通所手当）を支給します。

<支給額>

職業訓練受講手当	：月額	10万円
通所手当	：所定の額	（上限額あり）

お問い合わせ先 各ハローワーク (P.76)

3-②-3 求職者支援資金融資

職業訓練受講給付金の支給対象となる方で、この給付金だけでは生活費が不足する方を対象に、労働金庫（ろうきん）の融資制度を利用することができます。

<貸付上限額>

同居配偶者等がいる方	：月額	10万円
それ以外の方	：月額	5万円

お問い合わせ先 各ハローワーク (P.76)

就職に向けた相談受付など、就職に向けた各種支援をします

3-②-4 就業支援員

就職、労使関係、労働条件に関する相談をはじめ、雇用・労働に関するあらゆる相談に対応し、新卒高等学校（特別支援学校を含む）生徒の就職支援、職場定着を支援します。

お問い合わせ先 各広域振興局経営企画部・地域振興センター（P.74）

3-②-5 ジョブカフェいわて、地域ジョブカフェ

県内 10 か所のジョブカフェで、主に若年者を対象に、就業に向けたさまざまな支援を行います。

お問い合わせ先 各ジョブカフェ（P.76）

遠隔地での就職活動を支援します

3-②-6 遠隔地の就職面接等に行く場合の費用支給

ハローワークの紹介で遠隔地に就職面接等に行く場合の往復運賃や宿泊料、採用された場合の転居費用の一部が一定の条件の下で支給されます。

対象者 次のいずれかの方

- 1 被災地域で就業していた方で、震災により離職を余儀なくされた方
- 2 被災地域の事業所の学卒内定取消者
- 3 被災地域内で就職することが著しく困難な被災地域居住者
- 4 雇用保険の受給資格者

お問い合わせ先 各ハローワーク（P.76）

ひとり親家庭の親の就業のため、資格取得や教育訓練を支援します

3-②-7 高等職業訓練促進給付金の支給

岩手県内にお住まいの母子家庭の母、又は父子家庭の父が、次の資格取得のために養成訓練を受講する場合、一定の要件を満たすときに高等職業訓練促進給付金を支給します。

<支給額>

非課税世帯：月額 **10万円**
課税世帯：月額 **7万500円**

【対象資格】 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、美容師等
【支給期間】 養成機関での修業期間の全期間（最大4年間）

お問い合わせ先

- 市にお住まいの方
各市福祉事務所（P.75）
- 町村にお住まいの方
各広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センター（P.74）

3-②-8 自立支援教育訓練給付金

岩手県内にお住まいの母子家庭の母、又は父子家庭の父が、以下の講座を受講する場合、一定の要件を満たすときに受講料の一部を支給します。

<支給額>

受講の為に支払った費用の**60%**相当額

※ 12,001円以上で20万円を上限

※ 雇用保険法に基づく一般教育訓練給付金の支給を受けることができる者は、その支給額との差額を支給

【対象講座】 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
国が別に定める就業に結びつく可能性が高い講座 など

お問い合わせ先

- 市にお住まいの方
各市福祉事務所（P.75）
- 町村にお住まいの方
各広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センター（P.74）

3-③ 仕事の悩み相談窓口

3-③-1 労働基準監督署 総合労働相談コーナー

新たな雇用による職場環境の悩みや、雇用条件等についてご相談いただけます。

お問い合わせ先 岩手労働局「総合労働相談コーナー」

しょくばの なやみ

①0120-980-783（通話料無料）

※岩手県内の一般電話及び公衆電から通話ができます。

②県内各総合労働コーナー

名 称	所 在 地	連 絡 先
岩手労働局	盛岡市盛岡駅西通 1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階	0120-980-783 019-604-3002
盛 岡	盛岡市盛岡駅西通 1-9-15 盛岡第2合同庁舎6階	019-604-2530
宮 古	宮古市緑が丘 5-29	0193-62-6455
釜 石	釜石市上中島町 4-3-50 NTT 東日本上中島ビル1階	0193-23-0651
花 巻	花巻市城内 9-27 花巻合同庁舎2階	0198-23-5231
一 関	一関市旭町 5-11	0191-23-4125
大 船 渡	大船渡市大船渡町字台 13-14	0192-26-5231
二 戸	二戸市石切所字荷渡 6-1 二戸合同庁舎2階	0195-23-4131

※相談窓口の受付時間：午前9時から午後5時まで ※土・日・祝日休み

※仕事の悩みについて相談したい方は、6-④暮らしの悩み相談窓口 (P.69) もご覧下さい。

4-① 子どもの手当や減額・免除のこと

子育て家庭を対象に手当が支給されます

4-①-1 児童手当

0歳から中学校修了前の子どもを養育する方に支給します。

届出

子どもが生まれた場合、他市町村から転入してきた場合など、新たに支給要件を満たすことになった方は、届出が必要です。

<支給額（月額）>

	年齢	支給額 (第1子・第2子)	支給額 (第3子以降)
所得制限額未満	0～3歳未満	15,000円	
	3歳～小学校修了前	10,000円	15,000円
	中学生	10,000円	
所得制限額以上	0歳～中学生	5,000円	

お問い合わせ先 各市町村 (P.75)

4-①-2 児童扶養手当（ひとり親家庭対象）

父又は母と生計を同じくしていない児童を育てている家庭に支給します。父子家庭も対象となります。

<支給額（月額）> ※所得制限があります

児童 1 人の場合	(全額支給)	43,160 円
	(一部支給)	43,150 円～10,180 円
児童 2 人以上の加算額	(2 人目)	10,190 円
	(一部支給)	10,180 円～5,100 円
	(3 人目以降)	6,110 円 （1 人につき）
	(一部支給)	6,100 円～3,060 円

※ 通勤定期特別割引

児童扶養手当受給者又はその同一の世帯員の方で、通勤のためにJR通勤定期乗車券を購入する場合に特別割引（3割程度）が受けられます。

対象児童の要件

- 1 父母が婚姻を解消した子ども
- 2 父又は母が一定の障害の状態にある子ども
- 3 父又は母の生死が明らかでない子ども
- 4 父又は母が死亡した子ども
- 5 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている子ども
- 6 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- 7 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている子ども
- 8 婚姻によらないで生まれた子ども
- 9 遺棄などで父母がいるかいないか明らかでない子ども

※ 年金を受給している場合は、支給額を調整します。

※ 手当額は年によって変動があります。

お問い合わせ先 各市町村 (P.75)

4-①-3 母子父子寡婦福祉資金

母子家庭、父子家庭及び寡婦やその子どもを対象として無利子又は低利子（年 1.0%）で、各種の資金が借りられます。

<主な貸付資金と限度額(令和2年4月1日現在)>

生活資金	月額 10万5,000円
修学資金	月額 10万8,000円（自宅外公立大学通学）
住宅資金	200万円 など

活用できる方

- 1 20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方
- 2 20歳未満の父母のいない児童
- 3 かつて母子家庭の母であった方（現在児童が20歳以上になっている方）
- 4 40歳以上の配偶者のいない女子であって現に児童を扶養していない方

※ 40歳以上の配偶者のいない女子及び現に扶養する子等のない寡婦の場合は、前年度の所得が203万6,000円を超えるときは、原則として貸付けは受けられません。

※ 上記の他、技能習得資金、医療介護資金等があります。

お問い合わせ先 各市町村 (P.75)

4-② 奨学金や就学支援のこと

- 被災孤児とは、震災により両親（ひとり親家庭の場合はその親）が死亡、又は行方不明となった子どものことです。
- 被災遺児とは、震災により父若しくは母が死亡、又は行方不明となり、ひとり親家庭となった子どものことです。

※ 各奨学金等は、令和2年度の募集が終了しているものもあります。それぞれのお問い合わせ先にご確認ください。

被災孤児又は被災遺児を対象に返済不要の奨学金等を支給します

4-②-1 未就学児童給付金給付事業・奨学金給付事業（いわての学び希望基金）

岩手県で被災し、親を失った児童・生徒及び学生（県外に転居した者を含む）が給付金・給付型奨学金を受けられます。

<給付金・奨学金支給額>

小学校等に在籍する児童	月額 3万円
中学校等に在籍する生徒	月額 4万円
高等学校等に在籍する生徒	月額 5万円
大学、短大、大学院、専門学校等に在籍する学生	〔自宅通学〕 月額 6万円 〔自宅外通学〕 月額 10万円

<一時金>

小学校入学時	6万円
小学校卒業時	15万円
中学校卒業時	25万円
高等学校卒業時	〔自宅〕 30万円 〔自宅外〕 60万円

お問い合わせ先

各市町村 (P.75)

岩手県教育委員会事務局教育企画室 (小学生～大学院生) 019-629-6108

4-②-2 みちのく未来基金奨学給付金

大学入学から卒業までに必要な入学金・授業料などを全額給付します。

<給付額>

年間 **300万円上限**

お問い合わせ先 **公益財団法人みちのく未来基金** **022-724-7645**

4-②-3 中央共同募金会 東日本大震災震災遺児修学資金

小学校・中学校・高校・高等専門学校・特別支援学校・専修学校・大学（短期大学を含む。）在学中の方に修学資金を給付します。

他制度と重複可。

<給付額>

1人年間：**28万2,000円**

中学校入学祝金（中学校入学時）：**10万円**

高等学校卒業祝金（当該修学資金の給付を受けて高校卒業時）：**10万円**

お問い合わせ先 **社会福祉法人中央共同募金会** **0120-768-660**（通話料無料）

4-②-4 ロータリー希望の風奨学金

震災遺児の高校卒業後の大学・短大・専門学校への進学に係る修学資金を返済不要で給付します。

<給付額>

月額 **5万円**

お問い合わせ先
ロータリー東日本大震災青少年支援連絡協議会 **03-5250-2050**

4-②-5 MUF G・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金

小学校から高校までの在学期間に、奨学金を給付します。

新規募集は2014年度に小学校に入学した児童をもちまして終了しました。

<給付額>

一時金：10万円

月額：2万円

お問い合わせ先 在学する学校

又は公益社団法人 日本ユネスコ協会連盟内

「東日本大震災復興育英基金 事務局」 03-5424-1121

4-②-6 毎日新聞社会事業団 毎日希望奨学金

高校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学、大学院に在学中の方に修学資金を給付します。他制度と重複可。

<給付額>

月額 2万円

お問い合わせ先 在学する学校

又は公益財団法人毎日新聞東京社会事業団

03-3213-2674

被災孤児対象の返済不要の奨学金を給付します

4-②-7 公益信託JCB 東日本大震災に負けない子どもたちの未来を応援する奨学基金

震災により両親（ひとり親家庭の場合はその親）が亡くなった児童・生徒を対象に、以下を給付します。

<給付額>

奨学金	小学生	月額 1万円
	中学・高校生・大学生・専門学生等	月額 2万円
入学祝金	入学時	5万円
卒業準備金	中学3年時	15万円
	高校（相当する学校を含む）最終学年	85万円

お問い合わせ先 在学する学校

又は三菱UFJ信託銀行

0120-622-372（通話料無料）

4-②-8 東日本大震災こども応援金

震災により両親（ひとり親家庭の場合はその親）が亡くなった児童・生徒（震災時点で満18歳以下）を対象に、以下を給付します。

<給付額>

未就学児童・小学生	300万円
中学生	200万円
高校生	150万円

お問い合わせ先 社会福祉法人朝日新聞厚生文化事業団 03-5540-7446

4-②-9 ミネバア東日本大震災孤児育英基金

震災により両親（ひとり親家庭の場合はその親）が亡くなった小学生、中学生を対象に、以下を給付します。

<給付額>

毎年 10万円

お問い合わせ先 三井住友信託銀行

03-5232-8910

児童養護施設又は里親家庭で生活している高校3年生の進学を支援します

4-②-10 朝日新聞厚生文化事業団 児童養護施設・里親家庭の高校生進学応援金

児童養護施設や里親家庭で生活し、大学、短期大学、専門学校に進学を希望する高校3年生（高卒認定合格見込み者含む。）を対象に、入学金及び学生応援金（学費）を給付します。

<給付額>

入 学 金	10万円
学生応援金	毎年 30万円

お問い合わせ先

社会福祉法人 朝日新聞厚生文化事業団 「進学応援金係」
03-5540-7446

被災した子どもの就園・就学を支援します

4-②-11 就園支援（幼稚園）

<私立>

幼稚園就園奨励事業により保育料・入園料の負担が軽減される場合があります。

お問い合わせ先 各市町村（P.75）又は各幼稚園

<私立>

選考料・入園料・保育料等の減額・免除が受けられる場合があります。

お問い合わせ先 各私立幼稚園・幼保連携型認定こども園

4-②-12 就学支援（小・中学校（公立））

震災により就学困難となった児童・生徒に、市町村が学用品費・通学費・学校給食費・医療費などを支給する場合があります。

お問い合わせ先 各市町村（P.75）又は各小・中学校

4-②-13 就学支援（県立中学校・高等学校）

震災により就学困難となった生徒の入学料・入学選考料等の減額・免除が受けられる場合があります。

お問い合わせ先 各学校

又は**岩手県教育委員会事務局教育企画室**

019-629-6111

4-②-14 就学支援（大学、短期大学（国立・公立・私立））

震災により就学困難となった学生を対象に、授業料の減額・免除その他の支援が受けられる場合があります。

お問い合わせ先 各大学、各短期大学等

学校名	内 容	お問い合わせ先
県立大学 同盛岡短期大学部同宮古短期大学部	入学料・授業料の減額・免除	滝沢キャンパス 019-694-2010 宮古キャンパス 0193-64-2230
県立高等看護学院 （一関・宮古・二戸）	入学検定料、入学料、授業料等の減額・免除	一関高看 0191-23-5116 宮古高看 0193-62-5022 二戸高看 0195-25-5141
県立産業技術短期大学校	入学検定料、入学料、授業料等の減額・免除	矢巾校 019-697-9088 水沢校 0197-22-4422
県立高等技術専門学校	入学検定料、入校料、授業料等の減額・免除	千厩校 0191-52-2125 宮古校 0193-62-5606 二戸校 0195-23-2227
県立農業大学校	入学検定料、入校料、授業料の減額・免除	岩手県立農業大学校 0197-43-2211

4-②-15 就学支援（私立学校（幼・幼保・小・中・高・特））

選考料・入学金・授業料等の減額・免除が受けられる場合があります。

お問い合わせ先 各私立学校

4-②-16 就学支援（私立専修学校、各種学校）

震災により就学困難となった生徒の選考料・入学金・授業料等の減額・免除が受けられる場合があります。

お問い合わせ先 各私立専修学校、各種学校

4-②-17 教科書購入費等給付（いわての学び希望基金）

震災により被害を受けた公立・私立高校に在学する生徒は、教科書購入費・入学に要する経費・修学旅行費の給付が受けられます。

<給付額>

購入内容	給付額
教科書購入費	年度ごとに 1万5,000円 （入学年度を除く）
入学に要する経費	入学年度に 25万円
修学旅行費	修学旅行実施年度に 実費給付 （公立高校上限 9万円 ）

対象者 次の2つの要件を満たす生徒（所得制限があります。）

- 1 岩手県内の公立・私立高校（専攻科・別科を除く）の在学者
- 2 次のいずれかの被害を受けた生徒
 - A 住居の全壊、全焼、半壊、半焼又は流失
 - I 保護者の死亡、行方不明、長期入院、勤務先の被災など
 - U 福島原発事故により警戒区域又は計画避難区域からの避難のための立退き

お問い合わせ先 在学する高校

4-②-18 文化活動支援・運動部活動支援（いわての学び希望基金）

震災により被災した児童・生徒は、文化活動や運動部活動の県大会、東北大会、全国大会に参加・出場するための経費等（交通費、宿泊費等）の給付が受けられます。

<給付額>

- 県大会、東北大会、全国大会等への参加・出場に係る給付
交通費：実費額（JR 料金、貸切バス料金等）
宿泊費：1泊 8,000 円を上限

- 各連盟負担金等に係る給付
岩手県中学校体育連盟負担金及び文化連盟負担金：実費額
岩手県高等学校体育連盟分担金及び文化連盟会費、入会金：実費額

対象者 次のいずれかの被害を受けた児童・生徒

- 1 住居の全壊、全焼、半壊、半焼又は流失
- 2 保護者の死亡、行方不明、長期入院、勤務先の被災など
- 3 福島原発事故により警戒区域又は計画避難区域からの避難のための立退き

お問い合わせ先 在学する学校

4-②-19 被災地に居住する生徒等の通学交通費の支援（いわての学び希望基金）

沿岸 12 市町村に居住している生徒等に対し、公共交通機関の通学定期券を半額補助します。

<補助概要>

対象公共交通機関	補助率
三陸鉄道	通学定期券購入費の 1 / 2 (※震災遺児・孤児は購入費の 2 / 3)
岩手県交通	
岩手県北自動車	
JR バス東北	

お問い合わせ先 岩手県ふるさと振興部交通政策室 019-629-5206

4-②-20 大学等進学支援一時金給付（いわての学び希望基金）

- ◆ 震災により被災した一定の所得未満の世帯の高校生等（公立・私立）は、大学等への進学に必要な経費（大学等進学支援一時金）の給付が受けられます。

<給付額>

区 分	給 付 額
自宅通学者	30 万円
自宅外通学者	60 万円

対象者 次の4つの要件を満たす者（所得制限があります。）

- ① 県内の公立・私立高校（専攻科及び別科を除く。）、公立・私立特別支援学校（高等部）、高等専門学校及び私立専修学校（高等課程）を卒業し、大学、短期大学、専門学校、高等学校の専攻科等に進学した者
- ② 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が、85,500 円未満の世帯の者
- ③ 東日本大震災津波により次に掲げるいずれかの被害を受けた者
 - ア 住居の全壊又は半壊
 - イ 住居の全焼又は半焼
 - ウ 住居の流失
 - エ 保護者の死亡、行方不明、長期入院、勤務先の被災など
 - オ 平成 23 年 4 月に原子力災害対策本部長が指示した警戒区域又は計画的避難区域からの避難のための立退き
- ④ いわての学び希望基金、東日本大震災みやぎこども育英基金、福島県東日本大震災子ども支援基金又はこれらと同種の奨学金を受給していない者

お問い合わせ先

【公立学校】岩手県教育委員会事務局 教育企画室

019-629-6108

【私立学校】岩手県ふるさと振興部 学事振興課

019-629-5041

4-②-21 保育士修学資金（いわての学び希望基金）

保育士養成施設で保育士資格を取得し、卒業後、岩手県内の保育所等で児童の保育等の業務に従事しようとする方に修学資金の貸付を行います。

なお、岩手県内の保育所等で、児童の保育等の業務に5年間従事した場合は、返還を免除します。

<貸与額>

基本額：月額	5万円
加算額：入学準備金（初回に限る）	20万円
就職準備金（最終回に限る）	20万円
就職準備加算金（岩手県内の沿岸地域に就職した場合に限る）	20万円

お問い合わせ先 **社会福祉法人岩手県社会福祉協議会** **019-637-9611**

奨学金の貸付を行います（被災した子どもたちへの支援）

4-②-22 岩手育英奨学金（奨学金（無利子貸与））

被災した生徒を対象に無利子で奨学金の貸与を行います。

<貸与額>

公立高校	自宅	月額 1万8,000円
	自宅外	月額 2万3,000円
私立高校等	自宅	月額 3万円
	自宅外	月額 3万5,000円

お問い合わせ先 **岩手育英奨学会** **019-623-2050**

4-②-23 日本学生支援機構（奨学金）

学生・生徒を対象に奨学金の貸与を行います。

<貸与額>

大学・短大（国公立）	第一種 （無利息）	自宅生	月額 2万、3万、4.5万円から選択
		自宅外	月額 2万、3万、4.5万、5.1万円から選択
	第二種 （利息付）	月額 2万～選択（10,000円刻み）	
高専（国公立、自宅外）	月額 1万円、2万2,500円から選択		

※被災者を対象とした奨学金ではありません。

お問い合わせ先 **在学する学校**

4-②-24 あしなが育英会（奨学金（無利子貸与））

被災した生徒を対象に無利子で奨学金の貸与を行います。

<貸与額>

公立高校	月額 4万5,000円 (内貸与2万5千円・給付2万円)
私立高校	月額 5万円 (内貸与3万円・給付2万円)
大学・短大	一般：月額7万円（内貸与4万円・給付3万円） 特別：月額8万円（内貸与5万円・給付3万円）
専門学校	月額 7万円 (内貸与4万円・給付3万円)

お問い合わせ先 在学する学校

4-③ 子育て支援制度などのこと

震災で被災したひとり親家庭を支援します

4-③-1 ひとり親家庭支援事業

ひとり親家庭への各種支援制度について相談を受け付けます。

お問い合わせ先

沿岸広域振興局保健福祉環境部	0193-25-2702
沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター	0193-64-2218
沿岸広域振興局大船渡保健福祉環境センター	0192-27-9913

震災で被災した子どもたちを支援します

4-③-2 未成年後見人制度

未成年後見人とは、未成年者の法定代理人であり、未成年者の監護養育、財産管理、契約等の法律行為を行います。

※ 未成年後見人は、親権者の死亡等のため、児童に親権を行う者がいない場合に、家庭裁判所が親族等の申立てにより、未成年後見人を選任します。

お問い合わせ先

盛岡家庭裁判所	019-622-3165
---------	--------------

4-③-3 未成年後見人支援事業

未成年後見人に対する報酬及び未成年後見人が加入する損害賠償保険料を県が補助します。

活用できる方

児童相談所長が家庭裁判所に選任請求し、家庭裁判所から未成年後見人として選任された方など

お問い合わせ先 岩手県保健福祉部子ども子育て支援室 019-629-5457

4-③-4 里親制度

里親制度とは、保護者のいない児童等を家庭的な雰囲気の中で保護し、健全に養育する制度です。里親になるには、登録が必要です。ご希望の方は児童相談所へお問い合わせください。

1 親族里親

児童の扶養義務者(民法第877条)及びその配偶者である者が児童の養育を希望し、里親になった場合、以下が支給されます。

一般生活費	月額 5万 1,610円～
教育費	小学生 月額 2,210円
	中学生 月額 4,380円

など

2 養育里親

親族里親に該当しない者が児童の養育を希望し、里親になった場合、以下が支給されます。

親族里親に支給される一般生活費及び教育費に加え、
里親手当 (里子一人あたり月額) 9万円

※ その他里親の種類として専門里親、養子縁組里親があります。

お問い合わせ先

岩手県福祉総合相談センター女性相談課
 一関児童相談所
 宮古児童相談所

019-629-9608
 0191-21-0560
 0193-62-4059

4-④ 子ども・子育ての相談窓口

被災した子どもたちのこころの健康回復を支援します

4-④-1 いわてこどもケアセンター

震災により子どもたちが受けた被災ストレスからの回復を支援するため、平成 25 年 5 月に「いわてこどもケアセンター」を開設しました。

センターでは、臨床心理士（公認心理士）や精神保健福祉士などの専門スタッフを配置し、カウンセリングや相談などを行います。また、関係機関への助言や支援者向け研修会も行います。

なお、診療については岩手医科大学附属病院児童精神科で行っています。いわてこどもケアセンターは、診療サポート事業を行っています。

【対象】概ね幼児から 15 歳まで

お問い合わせ先

いわてこどもケアセンター（岩手医科大学矢巾キャンパス内）

【相談は完全予約制です】

予約受付電話 019-651-5111（代）内線 5550 番

予約受付時間 月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時

※ 矢巾（岩手大学）での相談の他、週に 1 回、宮古地区・釜石地区・気仙地区への巡回相談を実施します。予約は、いわてこどもケアセンターで受け付けます。

※診療のお問い合わせは、

岩手医科大学附属病院児童精神科 019-613-7111（代）内線 5550

におかけください。

児童に関するさまざまな相談に応じます

4-④-2 児童相談所

児童相談所では、児童の養育についてのあらゆる相談に応じています。必要に応じて調査や判定を行い、児童の健全な育成についての指導を行います。

1 相談

家庭での養育が困難な児童、身体・知的障がいのある児童、性行不良の児童など、児童について全ての相談を受け付けています。

2 専門家による判定・指導

医師や児童心理司が専門的な判定を行います。

必要に応じ入所や通所又は訪問による個別的指導をします。

3 一時保護

緊急的な一時保護や行動観察のための入所指導を行います。
入所期間は相談の内容や児童の状況等により異なります。

4 入所措置

必要に応じて、児童福祉施設への入所措置を決定します。

※ 相談は無料ですが、施設に入所した場合には、住民税の課税状況等に応じ、負担額が決められます。

お問い合わせ先

岩手県福祉総合相談センター女性相談課

019-629-9608

一関児童相談所

0191-21-0560

宮古児童相談所

0193-62-4059

児童虐待に関する相談に対応します

4-④-3 児童虐待防止

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときには、児童相談所や市町村の窓口に連絡してください。

お問い合わせ先

児童相談所全国共通ダイヤル

189 (いちはやく)
(無料)

※ お住まいの地域の児童相談所に電話でおつなぎします。

5-① 介護保険の利用料のこと

介護保険の利用者負担の免除があります

5-①-1 介護保険の利用者負担の免除

介護保険の利用料が免除される場合があります。

【対象（免除される方）】 被災当時に災害救助法の適用地域の住民であり、住家等が著しい損害を受けた方、主たる生計維持者が死亡・行方不明の方など

お問い合わせ先 各市町村介護保険担当課（P.75）

5-② 高齢の方の相談窓口

高齢者に関する相談に対応します

5-②-1 シルバー110番

高齢者やその家族が抱える生活、介護・福祉、健康などの心配ごと、悩みごとなどに対する総合的な相談窓口です。高齢者とその家族の方が利用できます。

お問い合わせ先 岩手県高齢者総合支援センター **0120-84-8584**（通話料無料）

受付時間：月～金曜日午前 9 時～午後 5 時（祝日・年末年始を除く）

5-②-2 いわて認知症電話相談

認知症のご本人や家族が抱える不安や悩みなどに関する相談や、利用可能なサービス・制度などについて、認知症介護の関係者や介護経験者等が相談に応じます。

お問い合わせ先

いわて認知症電話相談 **0120-300-340**（通話料無料）

受付時間：月～金曜日午前 9 時～午後 5 時（祝日・年末年始を除く）

5-②-3 認知症に関する相談

認知症に関する相談窓口です。岩手医科大学附属病院の専門医師、臨床心理士、精神保健福祉士などが対応します。

※本人、家族、介護従事者等が利用できます。

お問い合わせ先

岩手県**基幹型**認知症疾患医療センター

019-652-7411

受付時間：月～木曜日 午前 10 時～午後 4 時（祝日・年末年始を除く。）

6-① 医療のこと

保険料や医療費などが減額・免除される場合があります

6-①-1 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一部負担金免除

被災された方が医療機関で受診する場合、医療機関に支払う窓口負担が免除されます。

【免除期間及び対象】

免除期間	対 象
令和3年1月1日から 令和3年3月31日まで	震災により被災された方で、国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入されている方
令和3年4月1日から 令和3年12月31日まで	震災により被災された方で、国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入されている方のうち、住民税非課税世帯に属する方

※ 保険者（市町村）の判断により保険料の減額・免除の取扱があります。詳しくは、保険者にお問い合わせください。

お問い合わせ先 各市町村 (P.75)

診療可能な医療機関の情報を提供します

6-①-2 いわて医療ネット

治療や健診の必要な方で、受診する医療機関をお探しの方に診療可能な医療機関の情報を提供します。

岩手県ホームページ <https://www.pref.iwate.jp/>
 で検索

お問い合わせ先 岩手県保健福祉部医療政策室 019-629-5406
各保健所 (P.77)

県外に移動された方でも特定健康診査等を受診できます

6-①-3 県外に移動されている方の特定健康診査等の受診

下記対象市町村から住民票を異動せずに県外に移動されている方のうち、市町村国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入されている方は、特定健康診査又は後期高齢者健康診査を、現在お住まいの市町村でも受診できます。

対象市町村 被災の際に居住していた市町村

大船渡市、釜石市、大槌町

【受診期間】 令和3年4月1日～令和4年3月31日

※ 検査内容、受診の流れ、受診上の注意、また詳細等については、被災の際に居住していた市町村等にお問い合わせください。

お問い合わせ先

- 市町村国民健康保険に加入されている方
被災の際に居住していた市町村 (P.75)
- 後期高齢者医療制度に加入されている方
岩手県後期高齢者医療広域連合 019-606-7500
- 制度全般について
岩手県保健福祉部健康国保課 019-629-5477

6-② 被災者の生活再建や支援の相談窓口

被災者の生活支援や相談対応を行います

6-②-1 生活支援相談員

各市町村の社会福祉協議会に生活支援相談員を配置し、被災者の支援を行っています。

訪問による見守り、相談、情報提供、生活支援の実施
福祉サービスなど各種生活支援サービスの利用援助
被災者支援に係る諸団体、自治体との連絡調整
生活福祉資金貸付に関する相談 など

お問い合わせ先 各市町村社会福祉協議会 (P.77)

地域住民の身近な相談役です

6-②-2 民生委員・児童委員

それぞれの民生委員・児童委員は、担当する地域の中で、生活上の心配ごとの相談や福祉サービスを利用するためのお手伝いなどの活動に取り組んでいます。

お問い合わせ先 各市町村 (P.75)

6-③ こころの相談窓口

「こころ」に関する相談窓口です

6-③-1 震災こころの相談室（地域こころのケアセンター）

直接的な被害の有無に関わらず「震災のストレス」による心身の不調等について専門のスタッフが相談をお受けします。

※ 各相談室は、概ね毎週又は隔週 1 回開催しております。相談室ごとに開催日や開催場所が異なりますので事前に各センターにお問い合わせください。

お問い合わせ先 ※ 相談には予約が必要です。

相談室名称	電話予約 受付時間	電話番号
野田村 こころの健康相談センター	月～金曜日 午前 10 時～午後 3 時	久慈地域こころのケアセンター 0194-52-7522
宮古震災こころの相談室 山田震災こころの相談室	月～金曜日 午前 9 時 30 分～午後 3 時 30 分	宮古地域こころのケアセンター 0193-62-1077
釜石震災ストレス相談室 大槌震災ストレス相談室	月～金曜日 午前 9 時 30 分～午後 3 時 30 分	釜石地域こころのケアセンター 0193-25-1822
大船渡こころの相談室 陸前高田こころの相談室	月～金曜日 午前 10 時～午後 3 時	大船渡地域こころのケアセンター 0192-26-0260

6-③-2 こころの健康相談（災害時ストレス健康相談受付窓口）

震災によるストレス健康相談を電話で受け付けます。

お問い合わせ先

岩手県精神保健福祉センター

019-629-9617

受付時間 月～金曜日 午前 9 時～午後 4 時 30 分（祝日及び年末年始を除く。）

6-③-3 岩手自殺防止センター

相談者の辛く、苦しい気持ちについて、その感情面に寄り添いながら、研修を受講し認定を受けたボランティアが夜間の電話により対応します。

お問い合わせ先

特定非営利活動法人 岩手自殺防止センター

019-621-9090（通常電話）

受付時間 土曜日 午後 8 時～午前 0 時

6-④ 暮らしの悩み相談窓口

暮らし・仕事・お金など、様々な問題を抱えた方の気持ちに寄り添って一緒に解決を目指します

6-④-1 生活困窮者自立相談による支援

生活保護受給者以外のしごとや生活に困っている方の相談に応じ、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

詳しくは、お住まいの地域の相談窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ先

お住まいの地域	相談窓口	電話番号
盛岡市	盛岡市くらしの相談支援室	019-626-1215
宮古市	くらしネットみやこ相談室	0193-65-7046
大船渡市	ここからセンター	0192-27-0001
花巻市	生活支援相談窓口	0198-22-6708
北上市	暮らしの自立支援センターきたかみ	0197-72-6074
久慈市	生活あんしん相談室	0194-61-3741
遠野市	遠野市自立生活相談窓口	0198-68-3194
一関市	いちのせき生活困窮者自立相談支援センター	0191-23-6020
陸前高田市	くらし応援窓口	0192-54-5151
釜石市	くらし・しごと相談所	0193-27-8188
二戸市	くらしの相談窓口	0195-43-3588
八幡平市	はちまんたい暮らしの支援室	0195-74-4400
奥州市	くらし・安心応援室	0197-47-4546
滝沢市	滝沢市自立相談支援窓口	019-684-1110
雫石町、葛巻町、 岩手町、紫波町、 矢巾町	いわて県央生活支援相談室	019-637-4473
西和賀町	あんしんサポートセンター西和賀	0197-84-2161
金ケ崎町	くらし・安心応援室	0197-47-4546
平泉町	いちのせき生活困窮者自立相談支援センター	0191-23-6020

住田町	住田町ここからセンター	0192-46-2300
大槌町	大槌町暮らし・しごと相談所	0193-41-1511
山田町、岩泉町、 田野畑村	宮古圏域暮らしサポートセンター	0193-65-8815
普代村、野田村、 洋野町	生活あんしん相談室	0194-61-3741
軽米町、九戸村、 一戸町	くらしの相談窓口	0195-43-3588

「仕事」「心の悩み」「暴力被害」等暮らしの悩みの一括無料相談電話

6-④-2 よりそいホットライン

どんな人のどんな悩みにも寄り添って、一緒に解決する方法を探します。音声ガイダンスの後に、相談したい内容を選択します。

番号	内容
1番	暮らしの中で困っていること、気持ちや悩みを聞いてほしい方
2番	外国語による相談
3番	性暴力、ドメスティックバイオレンスなど女性の相談
4番	性別や同性愛などに関わる相談
5番	自殺を考えるほど思い悩んでいる方
8番	10代、20代の女の子の相談（被災3県からのみ）

お問い合わせ先 一般社団法人 社会的包摂サポートセンター

- ① 被災3県から (通話料無料) 0120-279-226 (つなぐ・つつむ)
- ② 全国から (通話料無料) 0120-279-338 (つなぐ・ささえる)

法的トラブル解決のための「総合案内所」

6-④-3 日本司法支援センター（法テラス）

法的問題の解決を弁護士・司法書士等が支援します。

お問い合わせ先	法テラス岩手（盛岡）	0503383-5546
	法テラス宮古法律事務所	0503383-0518
	法テラス気仙（大船渡）	0503383-1402

6-⑤ 女性の相談や暴力についての相談窓口

女性からの相談に対応します

6-⑤-1 岩手県男女共同参画センター

女性からの様々な悩み（家族・職場・夫・DV など）についての相談に応じます。（男性からの相談も受け付けています。）

お問い合わせ先 岩手県男女共同参画センター 019-606-1762

受付時間：火・金曜日 午後1時～午後8時

その他 午前9時～午後4時

※年末年始及びアイーナ休館日を除く

6-⑤-2 女性健康支援センター

思春期、妊娠・避妊、不妊、メンタルヘルスケア、婦人科疾患・更年期障害、その他女性の心身の健康に関することについての相談に応じています。

お問い合わせ先 各保健所 (P.77)

性犯罪被害についての相談を受け付けます

6-⑤-3 性犯罪被害相談電話

性犯罪の被害を受けたこと、過去の被害による精神的な悩み等の相談に応じます。

お問い合わせ先

岩手県警察本部 性犯罪被害相談電話
24時間対応（夜間・休日は当直対応）

0120-797-874（通話料無料）
又は**#8103**

はまなすサポートライン

（公益社団法人 いわて被害者支援センター） **#8891** 又は **019-601-3026**
月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前10時～午後5時

犯罪被害に関する総合的な相談に対応します

6-⑤-4 警察安全相談電話

犯罪になるのかならないのかは分からないが困っていること、将来何らかの被害を受けるかもしれないこと等の相談に応じます。

お問い合わせ先

岩手県警察本部 警察安全相談電話

#9110 又は 019-654-9110

各警察署でも相談を受付(24時間) (P.75)

6-⑤-5 犯罪被害者支援に関する相談

犯罪の被害を受けたがどうしたらよいか分からない、犯罪被害者等給付金などの支援制度を知りたい等の相談に応じます。

お問い合わせ先

岩手県警察本部被害者支援室

019-653-0110 (代)

公益社団法人 いわて被害者支援センター

019-621-3751

月～金曜日(祝日を除く。) 午前10時～午後5時

DVについての相談を受け付けます

6-⑤-6 DV相談

配偶者やパートナーから暴力を受けている方からの相談に応じます。

お問い合わせ先

● 配偶者暴力相談支援センター

① 岩手県福祉総合相談センター

受付時間		電話番号
月～金曜日	午前9時～午後4時	019-629-9610
	午後5時45分～午後9時40分	019-652-4152
土・日・祝日	午前9時～午後9時40分	019-652-4152

② 各広域振興局保健福祉環境部(保健福祉環境センター)

月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時

地区名	電話番号	地区名	電話番号		
盛岡(本局)	019-629-6576	沿岸(本局)	0193-25-2713		
		宮古	0193-64-2213		
		大船渡	0192-27-9913		
県南(本局)	0197-22-2862	県北(本局)	0194-53-4982		
				花巻	0198-22-4921
				一関	0191-26-1415
		二戸	0195-23-9217		

③ 岩手県男女共同参画センター 019-606-1762

火・金曜日 午後1時～午後8時、水・木・土・日・祝 午前9時～午後4時

(年末年始及びアイーナ休館日を除く。)

④もりおか女性センター 019-604-3304

月・火・金曜日 午前10時～午後5時

水・木曜日 午前10時～午後8時

(毎月第2火曜日・祝日及び年末年始を除く。)

●岩手県警察本部

#9110

又は019-654-9110

※各警察署でも相談を受付(24時間) (P.75)

●盛岡地方法務局 女性の人権ホットライン

0570-070-810

月～金曜日(祝日を除く。) 午前8時30分～午後5時15分

●DV相談ナビ

#8008

全国希望地域の相談窓口への自動案内(24時間)

関係連絡先一覧

○県の機関

岩手県(代表番号) 019-651-3111 復興局 019-629-6926

盛岡広域振興局 (代表番号)	019-651-3111
盛岡広域振興局 経営企画部	019-629-6507
盛岡広域振興局 県税部	019-629-6536
盛岡広域振興局 保健福祉環境部	019-629-6576
県南広域振興局 (代表番号)	0197-22-2811
県南広域振興局 経営企画部	0197-22-2812
県南広域振興局 県税部	0197-22-2821
県南広域振興局 保健福祉環境部	0197-22-2862
県南広域振興局 花巻県税センター	0198-22-4912
県南広域振興局 花巻保健福祉環境センター	0198-22-4921
県南広域振興局 一関県税センター	0191-26-1420
県南広域振興局 一関保健福祉環境センター	0191-26-1415
沿岸広域振興局 (代表番号)	0193-25-2717
沿岸広域振興局 経営企画部	0193-25-2701
沿岸広域振興局 経営企画部県税室	0193-25-2703
沿岸広域振興局 保健福祉環境部	0193-25-2713
沿岸広域振興局 大船渡地域振興センター	0192-27-9911
沿岸広域振興局 大船渡地域振興センター県税室	0192-27-9912
沿岸広域振興局 大船渡保健福祉環境センター	0192-27-9913
沿岸広域振興局 宮古地域振興センター	0193-64-2211
沿岸広域振興局 宮古地域振興センター県税室	0193-64-2212
沿岸広域振興局 宮古保健福祉環境センター	0193-64-2213
県北広域振興局 (代表番号)	0194-53-4981
県北広域振興局 経営企画部	0194-53-4981
県北広域振興局 経営企画部県税室	0194-53-4986
県北広域振興局 保健福祉環境部	0194-53-4982
県北広域振興局 二戸地域振興センター	0195-23-9201
県北広域振興局 二戸地域振興センター県税室	0195-23-9254
県北広域振興局 二戸保健福祉環境センター	0195-23-9202

○岩手県警察

岩手県警察本部	019-653-0110	盛岡東警察署	019-606-0110
盛岡西警察署	019-645-0110	岩手警察署	0195-62-0110
紫波警察署	019-671-0110	花巻警察署	0198-23-0110
北上警察署	0197-61-0110	奥州警察署	0197-25-0110
千厩警察署	0191-51-0110	一関警察署	0191-21-0110
遠野警察署	0198-62-0110	大船渡警察署	0192-26-0110
宮古警察署	0193-64-0110	釜石警察署	0193-25-0110
久慈警察署	0194-53-0110	岩泉警察署	0194-31-0110
		二戸警察署	0195-29-0110

○市町村

盛岡市	019-651-4111	宮古市	0193-62-2111
大船渡市	0192-27-3111	花巻市	0198-24-2111
北上市	0197-64-2111	久慈市	0194-52-2111
遠野市	0198-62-2111	一関市	0191-21-2111
陸前高田市	0192-54-2111	釜石市	0193-22-2111
二戸市	0195-23-3111	八幡平市	0195-74-2111
奥州市	0197-24-2111	滝沢市	019-684-2111
雫石町	019-692-2111	葛巻町	0195-66-2111
岩手町	0195-62-2111	紫波町	019-672-2111
矢巾町	019-697-2111	西和賀町	0197-82-2111
金ヶ崎町	0197-42-2111	平泉町	0191-46-2111
住田町	0192-46-2111	大槌町	0193-42-2111
山田町	0193-82-3111	岩泉町	0194-22-2111
田野畑村	0194-34-2111	普代村	0194-35-2111
軽米町	0195-46-2111	野田村	0194-78-2111
九戸村	0195-42-2111	洋野町	0194-65-2111
一戸町	0195-33-2111		

○ハローワーク

ハローワーク盛岡	019-651-8811(案内)
ハローワーク盛岡菜園庁舎	019-623-4800
ハローワーク沼宮内	0195-62-2139
ハローワーク釜石	0193-23-8609
ハローワーク遠野	0198-62-2842
ハローワーク宮古	0193-63-8609
ハローワーク花巻	0198-23-5118
ハローワーク一関	0191-23-4135
ハローワーク水沢	0197-24-8609
ハローワーク北上	0197-63-3314
ハローワーク大船渡	0192-27-4165
ハローワーク二戸	0195-23-3341
ハローワーク久慈	0194-53-3374

○労働基準監督署

盛岡労働基準監督署	019-604-2530	宮古労働基準監督署	0193-62-6455
釜石労働基準監督署	0193-23-0651	花巻労働基準監督署	0198-23-5231
一関労働基準監督署	0191-23-4125	大船渡労働基準監督署	0192-26-5231
二戸労働基準監督署	0195-23-4131		

○ジョブカフェ

ジョブカフェいわて(盛岡)	019-621-1171	ジョブカフェはなまき(花巻)	0198-22-3277
ジョブカフェさくら(北上)	0197-63-3533	ジョブカフェ奥州(奥州)	0197-23-6331
ジョブカフェ一関(一関)	0191-26-3910	ジョブカフェ気仙(大船渡)	0192-21-3456
ジョブカフェみやこ(宮古)	0193-64-3513	ジョブカフェ久慈(久慈)	0194-53-3344
ジョブカフェかまいし(釜石)	0195-27-6177	ジョブカフェいわてカシオペア(二戸)	0195-43-3038

○税務署

一関税務署	0191-23-4205	大船渡税務署	0192-26-3481
釜石税務署	0193-25-2081	久慈税務署	0194-53-4161
二戸税務署	0195-23-2701	花巻税務署	0198-23-3341
水沢税務署	0197-24-5111	宮古税務署	0193-62-1921
盛岡税務署	019-622-6141		

※国税に関する一般的なご相談は、「電話相談センター」で国税局の職員がお答えします。

※ 音声案内で「1」を選択してください。「電話相談センター」につながります。

○保健所

県央保健所	019-629-6565	中部保健所	0198-22-4921
奥州保健所	0197-22-2831	一関保健所	0191-26-1415
大船渡保健所	0192-27-9913	釜石保健所	0193-25-2702
宮古保健所	0193-64-2218	久慈保健所	0194-53-4987
二戸保健所	0195-23-9206		
盛岡市保健所	019-603-8301	(夜間・休日)	019-651-4111

○社会福祉協議会

岩手県社会福祉協議会	019-637-4466	盛岡市社会福祉協議会	019-651-1000
宮古市社会福祉協議会	0193-64-5050	大船渡市社会福祉協議会	0192-27-0001
奥州市社会福祉協議会	0197-25-6158	花巻市社会福祉協議会	0198-24-7222
北上市社会福祉協議会	0197-64-1212	久慈市社会福祉協議会	0194-53-3380
遠野市社会福祉協議会	0198-62-8459	一関市社会福祉協議会	0191-23-6020
陸前高田市社会福祉協議会	0192-54-5151	釜石市社会福祉協議会	0193-24-2511
八幡平市社会福祉協議会	0195-74-4400	二戸市社会福祉協議会	0195-25-4959
滝沢市社会福祉協議会	019-684-1110	雫石町社会福祉協議会	019-692-2230
葛巻町社会福祉協議会	0195-68-7161	岩手町社会福祉協議会	0195-62-3570
紫波町社会福祉協議会	019-672-3258	矢巾町社会福祉協議会	019-611-2840
西和賀町社会福祉協議会	0197-85-3225	金ヶ崎町社会福祉協議会	0197-44-6060
平泉町社会福祉協議会	0191-46-5077	住田町社会福祉協議会	0192-46-2300
大槌町社会福祉協議会	0193-41-1511	山田町社会福祉協議会	0193-82-3841
岩泉町社会福祉協議会	0194-22-3400	田野畑村社会福祉協議会	0194-33-3025
普代村社会福祉協議会	0194-35-2100	軽米町社会福祉協議会	0195-46-2881
洋野町社会福祉協議会	0194-65-5360	野田村社会福祉協議会	0194-71-1414
九戸村社会福祉協議会	0195-41-1200	一戸町社会福祉協議会	0195-33-3385

住宅ローンなど震災前からのお借入れの返済にお困りの被災者の方へ

「**自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン**」(被災ローン減免制度)のご利用について

「債務整理のガイドライン」を利用することにより、**震災前からの住宅ローン**などの免除を受けることができます。

※債務の免除には、一定の要件を満たすことが必要となります。

このような方が対象です

個人や個人事業主である方

(法人は対象となりません)

震災の影響により返済が困難となられた方

(今はまだ返済を続けているが、今後仮設住宅等から転居して家賃負担が発生すると、返済が困難となる方も含まれます)

ガイドラインを利用するメリット

1

破産手続き(法的整理)とは異なり、債務整理に関する情報が個人信用情報に登録されることはありません。

(※登録されると、今後クレジットカードを作成したり、新たにお借入れをすることが困難となります)

2

弁護士等の登録専門家が、債務整理に必要な手続きを支援します。費用は国が負担しますので不要です。

3

被災者の方の生活再建を支援するため、義援金・支援金・弔慰金に加え、自由財産(現預金)として上限500万円を目安に手元に残すことができます。

震災前と比べて収入に大きな変化はないし、制度は利用できないだろうなあ・・・

家は建てず、災害公営住宅に入る予定だから、制度は利用できないだろうなあ・・・

適用されたケースがあります。以下の例をご覧ください。

ガイドラインの利用による借入の免除の例

A さん (男性・岩手県) のケース

- ・ 同じ場所に家を再建予定
- ・ 現在、仮設住宅に居住
- ・ 勤務先も被災し異動となったが、収入に大きな変化はない

仮設住宅を退去後は、あらたな住居費負担(※)が発生することから、今後の住宅ローンの返済が不安になり、相談

【結果】

住宅ローン 1,900 万円



1,700 万円の借入の免除を受け、手元に義援金を含め 400 万円と自宅跡地合わせて 600 万円相当を残すことができた。

B さん (男性・宮城県) のケース

- ・ 自宅跡地は 防災集団移転事業により買上げ
- ・ 現在、借上げ住宅に居住
- ・ 震災後も勤務先、収入は変わらない

借上げ住宅を退去後は、あらたな住居費負担(※)が発生することから、今後の住宅ローンの返済が困難になると思い、相談

【結果】

住宅ローン 3,270 万円



2,135 万円の借入の免除を受け、手元に義援金及び 500 万円を残すことができた。

※あらたな住居費負担には、災害公営住宅の家賃を含みます。

- ガイドラインに関する相談窓口は 5 ページをご覧ください
- インターネットからも詳しい情報をご覧ください

私的整理ガイドライン

検索

<http://www.kgl.or.jp>

消費税率引上げに伴う被災者の住宅再建に対する給付措置 「住まいの復興給付金」のご利用について

住まいの復興給付金制度とは—

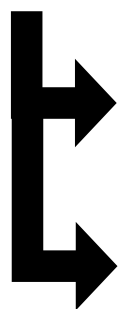
被災された住宅を新たに建築・購入したり、損壊した箇所を補修（工事費が税抜 100 万円以上）される際に、消費税率引上げに伴う被災者の方の負担を緩和するため、増税分相当（最大約 150 万円／建築・購入の場合）の給付を行う制度です。

「債務整理のガイドライン」を利用することにより、**震災前からの住宅ローン**などの免除を受けることができます。

※債務の免除には、一定の要件を満たすことが必要となります。

このような方が対象です

震災前に所有されていた住宅が震災によって被災住宅*となり、



新たに住宅を建築または購入（中古住宅も可）された方

被災住宅を補修された方

（建築・購入または補修した住宅に居住している必要があります）

※被災住宅

り災証明書等で「全壊または流出」、「大規模半壊」、「半壊または床上浸水」、「一部損壊または床下浸水」の認定を受けた住宅を指します。

< ご注意 >

- 給付申請は、対象要件を満たした方が再取得した住宅または補修した被災住宅の引渡日から1年以内に行ってください。
- 住宅の建築・購入や補修によって給付単価や給付額の算出方法が異なります。
- 再建住宅にすぐに居住ができない方や、やむを得ない理由で居住できない方は、その理由により申請対象となる場合があります。
- 詳しい給付額の算出方法や申請については、ガイドブック 2-①-5をご覧ください。

給付額の算出例

【 例 1 : 床面積 100 m²の家を新築した場合 】

税率 10%、持分：夫と妻で 1/2 ずつ

$100\text{m}^2 \times 8,550 \text{円 (給付単価)} \times 1/2 = 427,000 \text{円}$
⇒夫婦での申請となるので、854,000 円が給付額となります。

【 例 2 : 床面積 100 m²の家を補修した場合 】

大規模半壊の認定、税率 10%、税抜修理工事費は 500 万円

- ① $100 \text{m}^2 \times 2,750 \text{円 (給付単価)} = 275,000 \text{円}$
- ② 実際に支払った工事金額における消費税増税分
 $500 \text{万円} \times 0.05 \text{ (増税分)} = 250,000 \text{円}$

【重要】被災住宅の補修・修理については、①または②の算出額のうち、少ない方を給付します。

⇒ここでは、②の 250,000 円が給付額となります。

すまい給付金制度

住まいの復興給付金制度の対象外の方でも、給付を受けられる可能性があります

住宅取得（新築・中古住宅等）にあたり、収入額の目安が 775 万円以下の方を対象に最大 50 万円（消費税率が 10%の場合）を給付する制度です。

< ご注意 >

- ・住まいの復興給付金制度との併用は出来ません。
- ・住宅の修理・補修は対象外です。
- ・引渡し日から 1 年 3 ヶ月以内の住宅が対象となります。

現在お住まいの市町村へ 住所等をご連絡ください

『全国避難者情報システム』に登録することにより被災された時にお住まいの市町村や県からさまざまなお知らせをお届けできるようになります。

- ご連絡いただく内容
氏名、生年月日、性別、現在お住まいの住所など
- お届けする行政サービスの情報の例
各種給付、税や保険料の減免、復旧・復興状況など
- 以前にご連絡いただいた方も、居住先を変更された場合には
あらためてご連絡ください。

お問い合わせ

現在お住まいの市町村役場

または岩手県庁市町村課 電話 019-629-5229

被災された皆様に役立てていただくための暮らしの安心ガイドブック

令和3年版

編集・発行 岩手県復興防災部くらし再建課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

電話 019-629-6931 FAX 019-629-6944

岩手県ホームページ <https://www.pref.iwate.jp/>